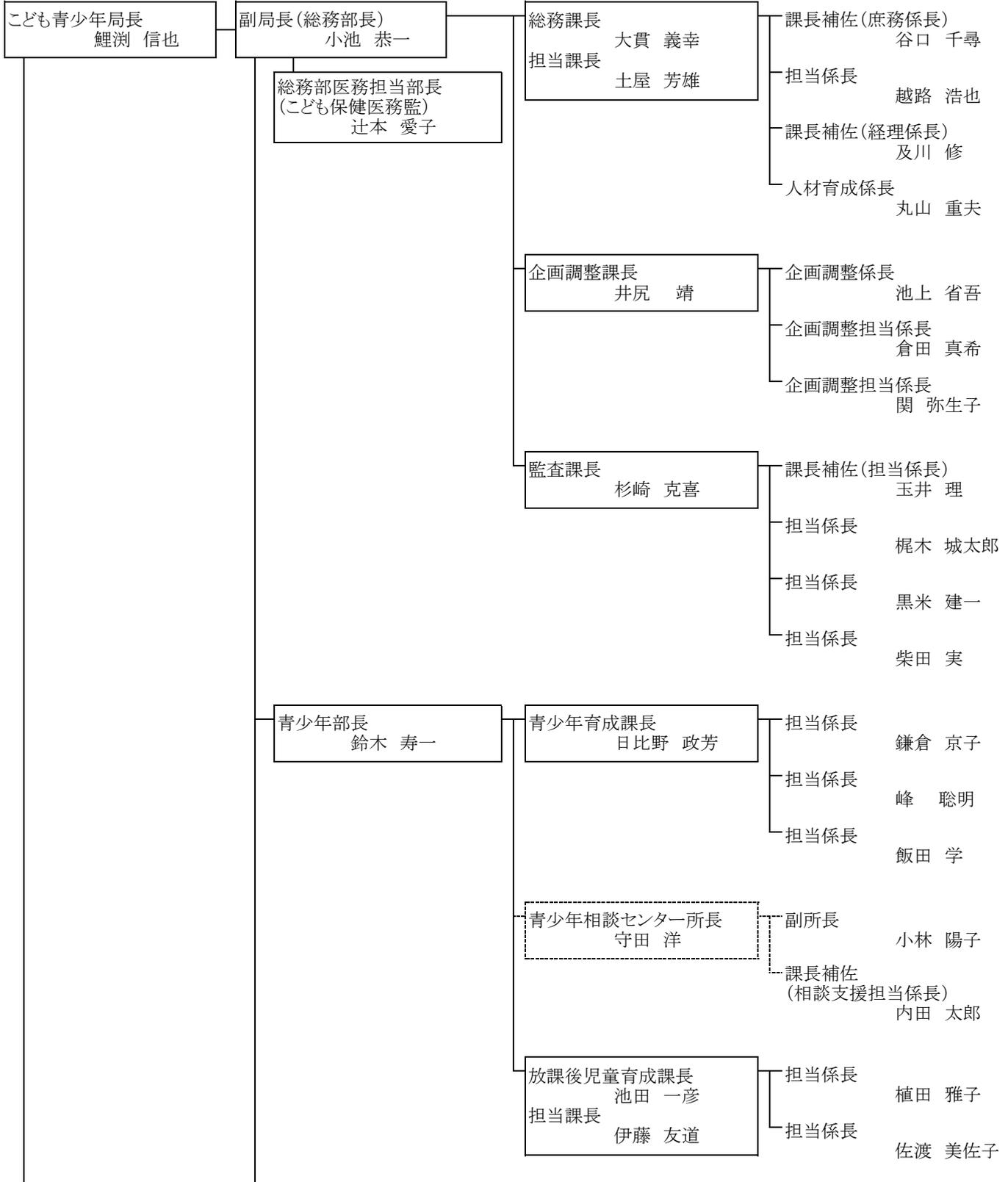


機構及び事務分掌

(平成24年6月)

こども青少年局

こども青少年局機構図(平成24年6月4日現在)

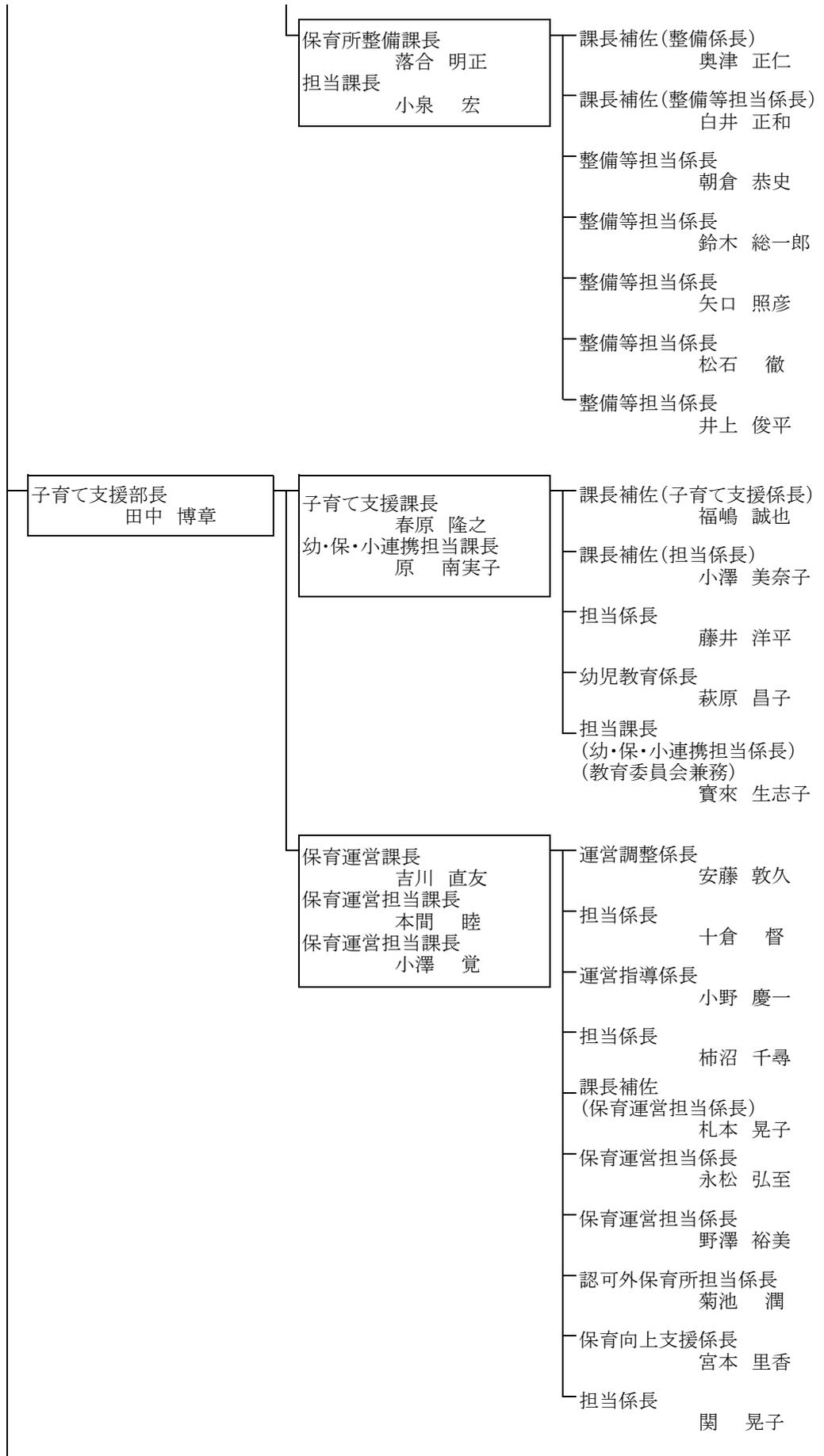


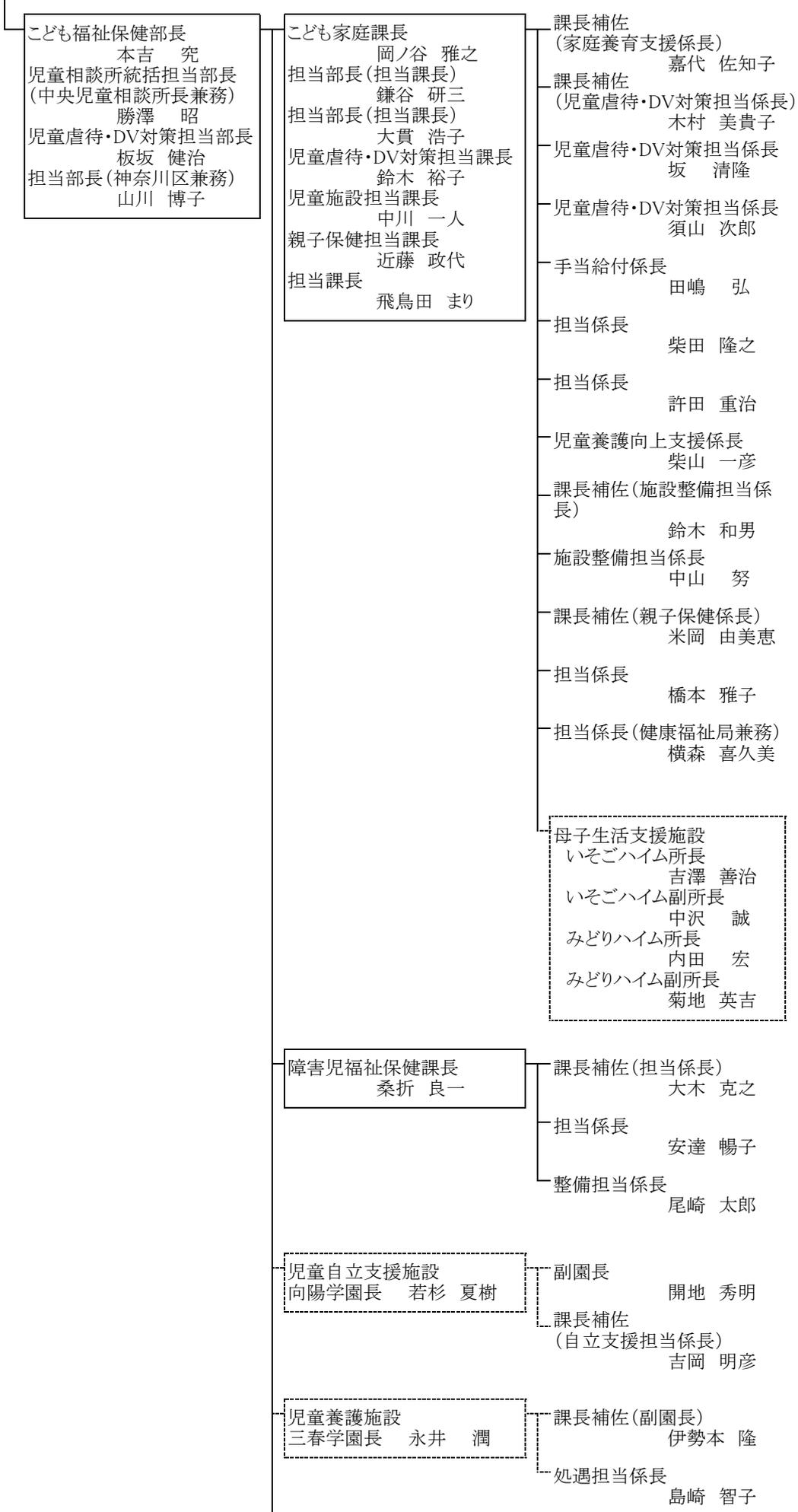
緊急保育対策室長
鈴木 猛史

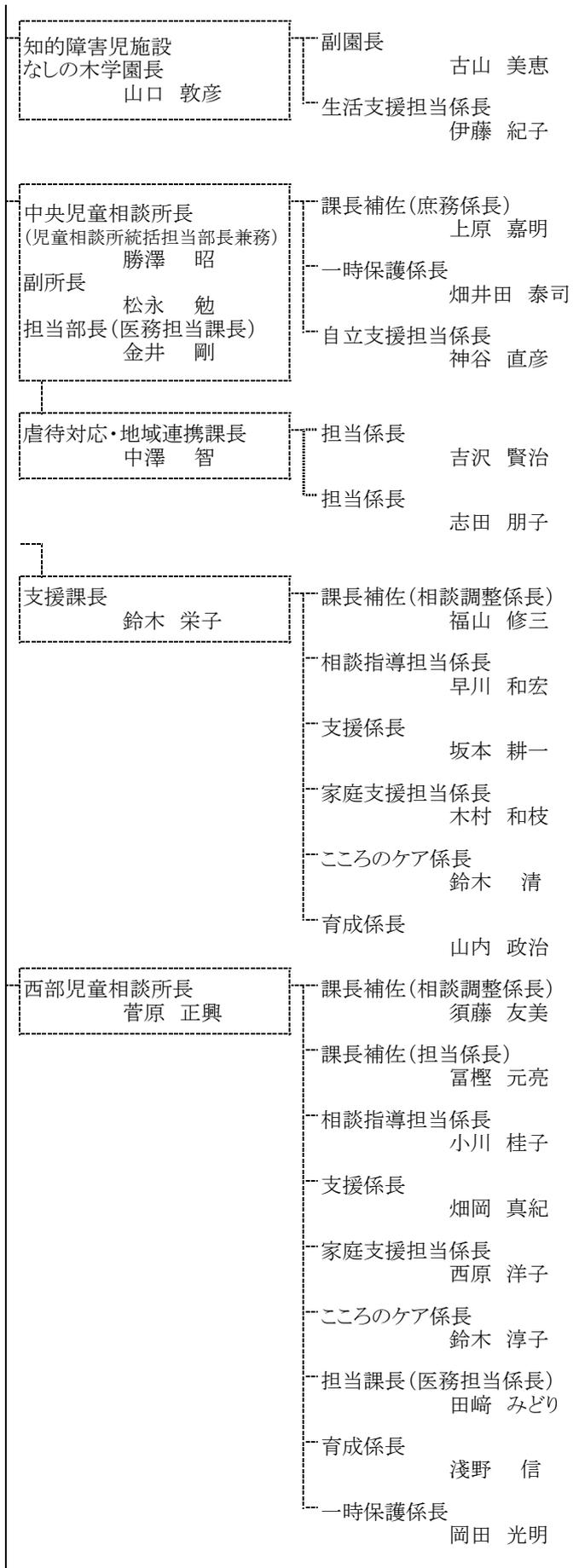
緊急保育対策部長
三上 章彦

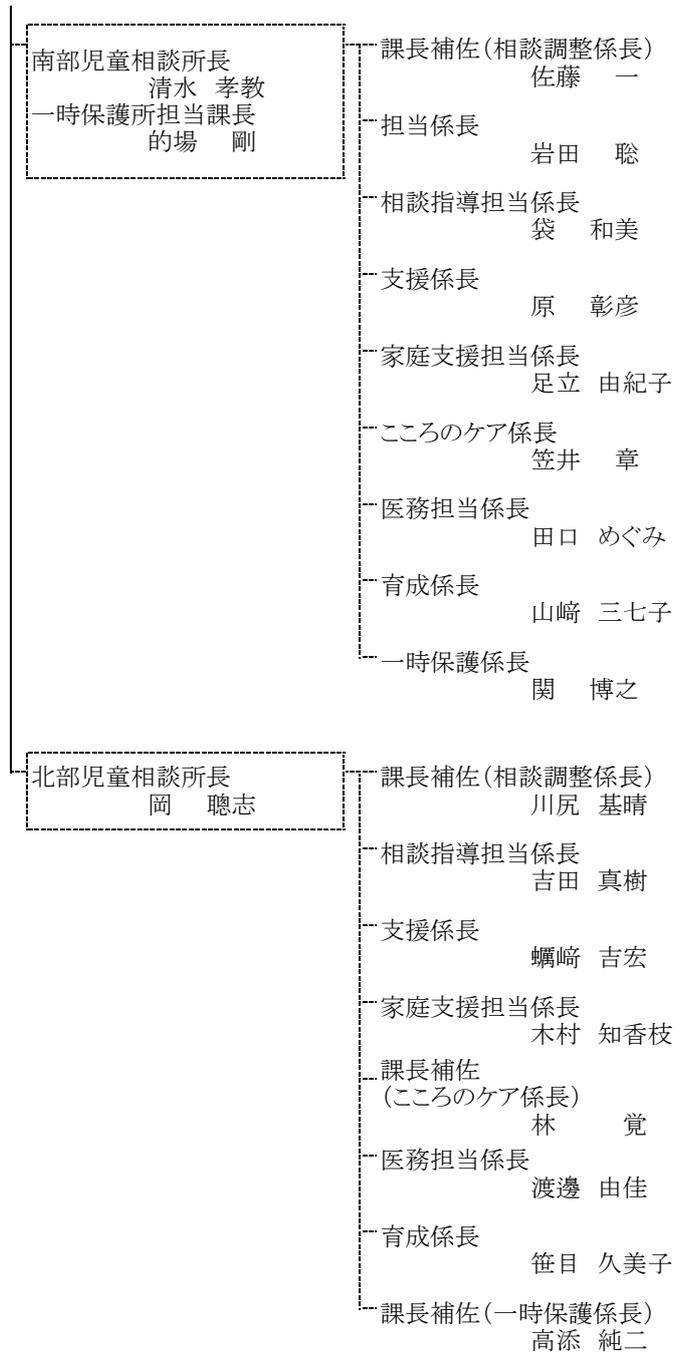
緊急保育対策課長
伊東 裕子
担当課長
小林 謙一
担当課長
佐藤 英一

課長補佐
(緊急保育対策係長)
田中 礼子
担当係長
安形 和倫
担当係長
船戸 一将
担当係長
白石 亜紀子
担当係長
高岡 昭人
担当係長
(鶴見区兼務)
八木 慶子
担当係長
(神奈川区兼務)
高田 裕子
担当係長
(西区兼務)
櫻井 正成
担当係長
(中区兼務)
遠藤 和宏
担当係長
(南区兼務)
山口 真
担当係長
(港南区兼務)
山崎 信吾
担当係長
(保土ヶ谷区兼務)
北村 尚美
担当係長
(旭区兼務)
齋藤 淳一
担当係長
(磯子区兼務)
千葉 省一
担当係長
(金沢区兼務)
城石 健
担当係長
(港北区兼務)
廣瀬 綾子
担当係長
(緑区兼務)
樋口 久美
担当係長
(青葉区兼務)
稲垣 崇之
担当係長
(都筑区兼務)
花摘 梢子
担当係長
(戸塚区兼務)
松本 圭市
担当係長
(栄区兼務)
宮島 大輔
担当係長
(泉区兼務)
岩崎 健
担当係長
(瀬谷区兼務)
小林 真紀









こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の室、部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

人材育成係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の室、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

緊急保育対策室

緊急保育対策部

緊急保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 部内他の課、係の主管に属しないこと。

保育所整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに保育所の休止及び廃止の承認に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育の調査研究に関すること。
- 2 幼児教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 3 幼児教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 4 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること。
- 5 その他幼児教育に関すること。

保育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること。

運営指導係

- 1 保育費用及び法外扶助費に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- 2 私立の保育所の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 3 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 4 家庭保育福祉員の認定等に関すること。
- 5 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育向上支援係

- 1 保育所等の職員等の全体研修に関すること。
- 2 保育所等の第三者評価に関すること。
- 3 保育所等の給食指導に関すること。
- 4 保育所の入所児童の歯科健診に関すること。

こども福祉保健部

こども家庭課

家庭養育支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所及び心身障害児に関する施設を除く。以下この部中同じ。）等の企画及び設置に関すること。
- 2 母子福祉に関すること（特別乗車券に関するものを除く。）。
- 3 寡婦福祉に関すること。
- 4 母子福祉及び寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること。
- 5 母子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 6 母子寡婦福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- 7 児童福祉、母子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関すること。
- 8 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関すること（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 9 児童相談所との連絡調整に関すること。
- 10 女性に係る福祉の調整に関すること（市民局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 11 女性福祉相談に関すること。
- 12 部内他の課、係の主管に属しないこと。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- 2 特別乗車券に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。

児童養護向上支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部中「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関すること（障害児福祉保健課及び青少年部放課後児童育成課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関すること。
- 6 市立の児童福祉施設の運営管理に関すること。
- 7 里親の認定及び登録に関すること。
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 9 その他児童の養護に関すること。

親子保健係

- 1 母子保健に関すること。
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関すること。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。以下この部中「障害児福祉事業」という。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。

- 5 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 6 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係る支援費制度及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 24 年 度

事業 概要

こども 青少年 局

【目 次】

頁

平成24年度こども青少年局予算について	1
平成24年度こども青少年局予算総括表	4
1 次世代育成支援行動計画の推進	5
○行動計画推進協議会の開催	○政策課題の調査・研究
2 子どもを大切に作る機運の醸成	5
○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発<拡充>	
○子どもの事故予防啓発推進事業	
3 妊娠から産後までの途切れのない支援の充実	6
○妊婦健康診査事業	○歯科健康診査事業<拡充>
○こんにちは赤ちゃん訪問事業	○養育支援事業<拡充>
○母子保健指導事業	○子ども・家庭支援相談事業<拡充>
○乳幼児健康診査事業<拡充>	○不妊相談・治療費助成事業
○先天性代謝異常症等検査事業	
4 保育所待機児童解消への取組	7
○保育所整備<拡充>	○横浜保育室運営費助成<拡充>
○横浜保育室整備費助成<拡充>	○私立幼稚園預かり保育の拡充<拡充>
○家庭保育事業<拡充>	○一時預かりの拡充<拡充>
○NPOなどを活用した家庭的保育事業<拡充>	○事業所内保育施設の設置促進<拡充>
○通園利便性の向上	○保育コンシェルジュの設置
○市立保育所の更なる活用<拡充>	○待機児童対策に関するその他の取組<新規>
○民間の認可保育所の更なる活用<拡充>	
5 地域における子育て支援の充実	9
○地域子育て支援拠点設置事業 <拡充>	○子育て支援者事業 <拡充>
○親と子のつどいの広場事業 <拡充>	○横浜子育てサポートシステム事業 <拡充>
○私立幼稚園はまっ子広場事業<拡充>	○乳幼児一時預かり事業 <拡充>
○保育所地域子育て支援事業 <拡充>	○子育て家庭応援事業
6 保育所整備事業等	11
○保育所整備<拡充>	○横浜保育室整備費助成 <拡充>
○老朽改築<拡充>	
7 保育運営事業	12
○保育所運営<拡充>	○市立保育所民間移管事業
○長時間保育事業<拡充>	○保育料納付促進事業
○保育事業向上支援費	○通園利便性の向上
○特定保育向上支援費<拡充>	○保育所等職員研修事業<拡充>
○障害児保育<拡充>	
8 多様な保育ニーズへの対応	13
○一時保育<拡充>	○病児・病後児保育<拡充>
○休日保育<拡充>	○24時間型緊急一時保育
9 横浜保育室助成・家庭保育事業等	14
○横浜保育室助成事業<拡充>	○認可外保育施設指導監督・助成事業<拡充>
○家庭的保育の運営<拡充>	○事業所内保育施設助成事業<拡充>
10 幼児教育事業	15
○私立幼稚園就園奨励補助事業 <拡充>	○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業
○私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充>	○私立幼稚園施設整備費補助事業
○私立幼稚園補助事業	○幼児教育研修・交流等事業<拡充>

1 1	放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業<拡充> ○プレイパーク支援事業<拡充>	16
1 2	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり<拡充> ○青少年育成に携わる団体等の支援 ○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	17
1 3	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業<拡充> ○若者サポートステーション事業<拡充> ○パーソナル・サポート・サービスモデル事業<拡充> ○よこはま型若者自立塾<拡充> ○困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業<拡充>	18
1 4	地域療育センター関係事業 ○地域療育センター運営事業 ○地域療育センター学校支援事業 ○地域療育センター運営事業 (児童デイサービス分)<拡充>	19
1 5	学齢障害児への支援 ○障害児居場所づくり事業 ○学齢障害児支援事業(学齢後期)	20
1 6	在宅障害児及び施設利用児童への支援 ○メディカルショートステイシステム事業<新規> ○医療機器補助電源等購入費助成事業<新規> ○医療環境整備事業 ○障害児入所支援事業等 ○障害児通所支援事業 ○障害児施設措置費 ○民間障害児施設運営費助成事業	21
1 7	障害児施設の整備 ○地域療育センターの整備 ○重症心身障害児施設の整備 ○横浜市なしの木学園の再整備<新規> ○白根学園児童寮の再整備<新規>	22
1 8	児童虐待防止への取組の充実 ○児童相談所の運営と機能強化 ○北部児童相談所一時保護所の整備 ○家庭訪問の充実<拡充> ○子ども・家庭支援相談事業の充実<拡充> ○母子保健事業の充実<拡充> ○保育所での見守り強化 ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○児童虐待防止啓発地域連携事業<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業<新規>	23
1 9	児童養護施設等における家庭的支援の充実 ○児童養護施設の整備<新規> ○里親推進事業 ○ファミリーホーム事業<拡充> ○自立援助ホーム事業 ○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○児童措置費等 ○児童養護向上支援事業	25
2 0	ひとり親支援・DV対策事業 ○ひとり親家庭等の自立支援 ○DV被害者等対策事業<拡充>	26
2 1	子どものための手当 ○子どものための手当	27
2 2	児童扶養手当等 ○児童扶養手当 ○特別乗車券の交付	28
2 3	母子寡婦福祉資金貸付事業(母子寡婦福祉資金会計)	28
2 4	震災対策関連事業	29

平成24年度子ども青少年局予算について

急速な少子化の進展と先行き不透明な社会経済状況の中、本市では「横浜市中期4か年計画」を策定し、未来を担う子どもを安心して産み育てるための環境づくりを目指した「子育て安心社会の実現」を基本施策のひとつに掲げました。平成24年度は、この「横浜市中期4か年計画」及び「かがやけ横浜子ども青少年プラン」後期計画の3年目となる要の年であり、目標の達成に向けて着実な事業推進を図る必要があります。

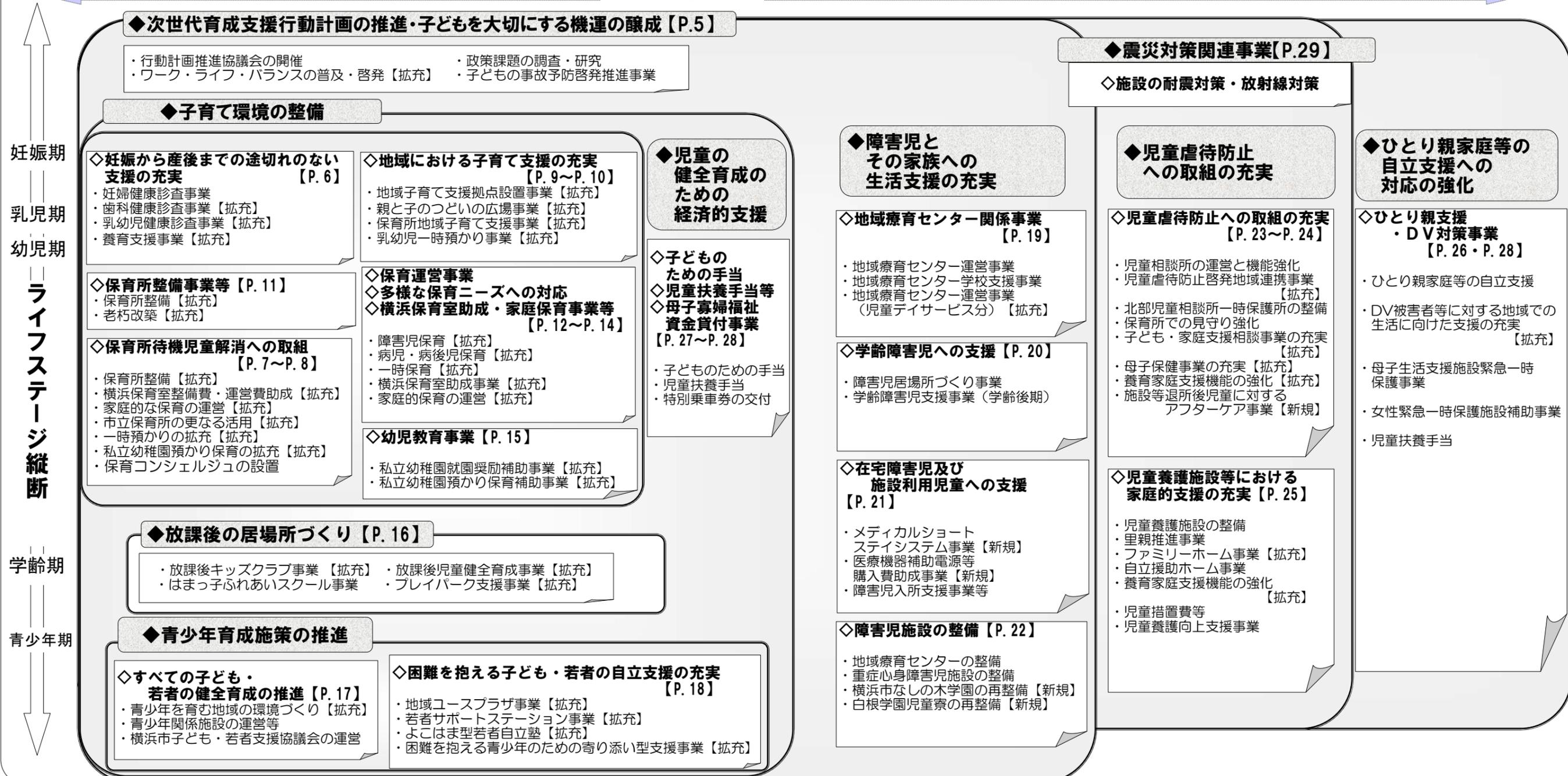
また、昨年3月に発生した東日本大震災を受け、施設の耐震化を始めとする震災対策についても、一層の対応を進める必要があります。

そこで、平成24年度予算では、特に以下の4点について重点的に予算を計上しました。

① 保育所待機児童対策

平成23年10月1日、平成24年4月1日の保育所待機児童数は前年度同月と比べて、それぞれ△41%、△82%と大幅に減少しましたが、入所申込者数の増加傾向は続いています。平成24年度予算では、「平成25年4月1日の保育所待機児童数ゼロ」の目標達成に向けて、保育所整備による定員増や既存保育施設の受け入れ枠の拡大、幼稚園預かり保育の拡充、各区への保育コンシェルジュの配置など、様々な取組を推進します。

分野横断



妊娠期

乳児期

幼児期

ライフステージ縦断

学齢期

青少年期

平成24年度 ことども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
ことども青少年費	209,753,800	218,652,917	△ 8,899,117	△ 4.1	
青少年費	19,966,738	19,693,598	273,140	1.4	ことども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	96,791,567	87,181,106	9,610,461	11.0	地域子育て支援費、保育所運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所整備費
ことども福祉保健費	92,995,495	111,778,213	△ 18,782,718	△ 16.8	児童措置費、ことども家庭福祉費、親子保健費、ことども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	646,999	639,912	7,087	1.1	
特別会計繰出金	646,999	639,912	7,087	1.1	母子寡婦福祉資金、水道、自動車及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	210,400,799	219,292,829	△ 8,892,030	△ 4.1	※子どものための手当等に関する事業費を除くと前年度比8.1%増
(特別会計)					
母子寡婦福祉資金会計	608,420	631,712	△ 23,292	△ 3.7	母子寡婦福祉資金貸付費、事務費
特 別 会 計 計	608,420	631,712	△ 23,292	△ 3.7	

【凡例】

当ページ以降の下線は新規・拡充した部分を示しています。

u003cbr>

1	次世代育成支援行動計画の推進		事業内容 未来の世代を育むまち「よこはま」の実現をめざし、家庭・地域・企業など子どもを取り巻く全ての市民が連携して、「かがやけ横浜こども青少年プラン」(後期計画:平成22年度～26年度)の着実な推進などを図ります。
本 年 度		千円 5,514	1 行動計画推進協議会の開催 1,414千円 市民・事業者等からなる次世代育成支援行動計画推進協議会において、行動計画(後期計画)の進捗状況について検証・協議するとともに、必要に応じて子ども・青少年を取り巻く課題についての検討を行います。
前 年 度		5,520	
差 引		△ 6	2 政策課題の調査・研究 4,100千円 行動計画の根拠法である次世代育成支援対策推進法が26年度までの時限法であることや、国で検討が進められている子ども・子育て新システムの動向を踏まえながら、今後の子ども・子育て分野での政策課題について、調査・研究を行います。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	5,514	

2	子どもを大切にする機運の醸成		事業内容 子育て期に、やりがいや充実感を感じて働きながら、子育てや生活を楽しむことができる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組の推進や、子どもの事故予防に関する啓発など、子どもを大切にする機運を醸成するための普及・啓発等を行います。
本 年 度		千円 10,390	1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発<拡充> 9,390千円 社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい職場環境づくりを促進・支援するため、企業向け研修の開催やパンフレットの発行を行います。 また、ホームページによる父親向けの育児支援の情報発信や、地域子育て支援拠点などと連携した父親向け育児講座などを行うほか、新たに、 <u>世代や性別を問わず参加できる三世代育児講座を開催します。</u>
前 年 度		11,016	
差 引		△ 626	2 子どもの事故予防啓発推進事業 1,000千円 子どもの事故予防に対する意識を高めるため、リーフレットの作成やホームページによる情報発信を行います。 また、低年齢児の反応やバランス感覚などの能力向上を図るため、保育園での運動指導をモデル的に実施します。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	10,390	

3	妊娠から産後までの途切れのない支援の充実		1 妊婦健康診査事業 2,467,657千円 妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助します。 (延べ人数：384,860人) @4,700円×11回 @7,000円×1回 @12,000円×2回
	本年度	千円 4,628,551	2 こんにちは赤ちゃん訪問事業 78,898千円 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に、地域の訪問員が区役所と連携しながら訪問します。 (訪問見込件数：22,000件)
	前年度	4,454,887	3 母子保健指導事業 87,155千円 母子健康手帳の交付や母親（両親）教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 (訪問見込件数：11,800件)
	差引	173,664	4 乳幼児健康診査事業 824,769千円 (1) 区福祉保健センターで4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また医療機関で12か月児までに3回乳幼児健康診査を実施します。 (2) 未受診者対策の強化<拡充> 乳幼児健診等の実施状況のデータベース化を図るため、「母子保健システム」を構築し、迅速な相談支援を行うとともに、未受診者への受診勧奨を強化します。
本年度の財源内訳	国	519,317	5 先天性代謝異常症等検査事業 75,439千円 発見や治療が遅れると、発達遅滞などの障害や命に関わるような症状になることがある先天性代謝異常症等の疾患について、より多く早期に発見できるように23年10月よりタンデムマス法を導入しました。
	県	909,255	
	その他	6,444	
	市費	3,193,535	
			6 歯科健康診査事業<拡充> 124,560千円 乳幼児に対し、区福祉保健センターで歯科健診・保健指導を行うほか、妊産婦・未就学児に対し歯科相談・保健指導を行います。 24年10月から、新たに市内の歯科医療機関において妊婦歯科健診を実施し、かかりつけ歯科医の定着を促進します。 (受診予定件数：5,250件)
			7 養育支援事業 130,724千円 (1) 育児支援家庭訪問事業<拡充> 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員(看護職嘱託員)が、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭を訪問し、相談や育児支援を行います。 24年度は育児支援ヘルパーの派遣対象者を拡大します。 (延べ利用見込数：1,620回)
			(2) ファミリーサポートクラス 育児不安や不適切養育が疑われる養育者に対しグループミーティングを行います。
			(3) 産前産後ケア事業<拡充> 妊娠中及び出産後8週間以内で体調不良等により子どもの養育に支障があり、育児や家事の負担の軽減を図る必要がある妊産婦(養育者)に対し、ヘルパーを派遣します。より利用しやすくするため、産後については診療情報提供書の提出を省略します。 (延べ利用見込数：7,128回)
			8 子ども・家庭支援相談事業<拡充> 52,383千円 区福祉保健センターで0歳から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。 発達障害や不適切養育等の相談により専門的に対応できるよう心理嘱託員の配置を9区に拡大します。
			9 不妊相談・治療費助成事業 786,966千円 (1) 不妊相談 不妊・不育等で悩む方に対し、区福祉保健センター職員や専門医等が個別相談を行います。
			(2) 特定不妊治療費の助成 体外受精及び顕微授精の不妊治療を受けている法律上の夫婦に対し、費用の一部を助成します。 (1回あたり限度額15万円、初年度3回/年、2年目以降2回/年、通算5年度、合計10回まで) (助成見込件数：5,204件)

4 平成24年度 保育所待機児童解消への取り組み

様々な事業を推進した総合的な取り組みにより、平成25年4月の保育所待機児童ゼロを目指します。

(単位:千円)

取組	事業内容	事業量	H24予算
I 保育所の新設等による定員増			
保育所整備	<p>市有地の貸付や民間ビルの活用など多様な手法により認可保育所を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設・増築等：45か所 3,740人 ・老朽改築：4か所 96人 <p>【11ページ参照】</p> <p>※民間ビルの改修等による整備では、待機児童が多く受入枠が不足している地域等を「緊急整備地域」として定め、当該地域における保育所の整備にかかる改修費用の補助を増額します。</p>	定員増 3,836人	4,554,045
横浜保育室整備費助成	<p>保育ニーズの高い駅周辺での整備を促進するため、横浜保育室を整備する法人に整備費を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設及び20人以上の増員（6か所） ・10～19人の増員（3か所） <p>【11ページ参照】</p>	定員増 150人	66,750
家庭保育事業	<p>3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型家庭保育事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉員60人（定員増25人） <p>【14ページ参照】</p>	定員増 70人	315,102
NPO等を活用した家庭的保育事業	<p>NPO等の事業者が保育者を雇用し、マンションの一室等で少人数の児童を複数の保育者が保育します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員9人程度×21か所（定員増45人） <p>【14ページ参照】</p>		297,086
II 既存資源の有効活用			
通園利便性の向上	<p>駅前等の利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーション（一時的に児童を預かり、複数園との間でバス等による送迎を行う）を運営します。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎保育ステーションの運営：96,750千円（5か所） ・通園バス購入費助成 <p>【12ページ参照】</p>	通園バス 1か所	99,150
市立保育所の更なる活用	<p>92か所ある市立保育所を最大限活用して待機児童解消を図るため、施設の増築や改修等により受入枠の拡大を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の増改築等による受入枠拡大：591,257千円 軽微な改修（10か所）、増改築（10か所） ・耐震及びリフレッシュ：1,349,763千円（15か所） 	受入枠増 288人	1,941,020
民間の認可保育所の更なる活用	<p>民間の認可保育所の定員拡大や定員外受入の促進、定員構成の変更などにより、待機児童の多い1,2歳児の定員枠を拡大します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限2,500千円×15か所 	受入枠増 150人	37,500

(単位:千円)

取組	事業内容	事業量	H24予算																
II 既存資源の有効活用																			
横浜保育室 運営費助成	本市独自の基準を満たした認可外保育施設を横浜保育室として認定し、運営費を助成します。また、所得に応じた保育料の軽減助成を拡充し、利用促進を図ります。 【14ページ参照】 ・定員：5,131人 ・保育料軽減助成：所得に応じ1～5万円/月	153か所	7,209,353																
私立幼稚園 預かり保育 の拡充	幼稚園の保育資源を利用した長時間保育に対し運営費を補助します。 【15ページ参照】 ・通常型：76か所 ・平日型：46か所(土曜日休業、夏休期間中5日休業可) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">単位：園</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/1現在実施園数</td> <td>75</td> <td>94</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>年度末実施園数</td> <td>82</td> <td>108</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> ※「横浜市預かり保育幼稚園」と「横浜保育室」が連携し、就学前までの一貫した保育環境を確保する両施設を認定するモデル事業を実施・検証します。	単位：園					平成22年度	23年度	24年度	4/1現在実施園数	75	94	110	年度末実施園数	82	108	122	14か所増 (受入枠増 314人)	915,914
単位：園																			
	平成22年度	23年度	24年度																
4/1現在実施園数	75	94	110																
年度末実施園数	82	108	122																
III 多様な働き方への対応																			
一時預かりの拡充																			
乳幼児 一時預かり 事業	在宅子育て家庭の育児に対する負担感及び不安の軽減を図るほか、短時間就労している方のために、認可外保育施設で一時預かり事業を実施します。【10ページ参照】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇所数</th> <th>実施時間</th> <th>利用料金</th> <th>利用上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常型</td> <td>5か所</td> <td>8時間/日</td> <td rowspan="2">300円以下/時間</td> <td rowspan="2">月15日又は 120時間以内</td> </tr> <tr> <td>延長型</td> <td>9か所</td> <td>11時間/日</td> </tr> </tbody> </table>		箇所数	実施時間	利用料金	利用上限	通常型	5か所	8時間/日	300円以下/時間	月15日又は 120時間以内	延長型	9か所	11時間/日	4か所増 (定員増60人)	161,475			
	箇所数	実施時間	利用料金	利用上限															
通常型	5か所	8時間/日	300円以下/時間	月15日又は 120時間以内															
延長型	9か所	11時間/日																	
広場を活用した 一時預かり	親と子のつどいの広場を活用して一時預かりを実施します。 ・定員3人程度×22か所 【9ページ参照】	5か所増 (定員増15人)	29,744																
認可保育所 一時保育	認可保育所が一時保育室を整備する費用を助成します。 ・定員30人程度×1か所 【13ページ参照】 ※新設保育所の4・5歳児の保育室を活用し、一時保育を実施します。	1か所増 (定員増30人)	7,500																
事業所内 保育施設の 設置促進	事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、整備費及び運営費の一部を助成(開所から3年間)し、事業所内保育施設(定員3人以上10人未満)の設置を促進します。 【14ページ参照】 ・整備費補助 1か所 ・運営費補助 3か所	1か所増 (定員増9人)	14,375																
保育 コンシェルジュ の配置	保育に関する相談を専門とした保育コンシェルジュが、子育ての相談を受けるとともに、一時預かりや幼稚園預かり保育など多様なサービスの情報を提供し、保護者ニーズと保育サービスを適切に結び付けます。 (各区に1人。鶴見・神奈川・港北は2人。)	21人	67,606																
待機児童対策に関する その他の取組	・認可保育所以外の保育サービス(横浜保育室、家庭的保育事業、幼稚園預かり保育等)について、積極的に広報を進めます。 ・保育士確保に向け、新卒保育士や潜在保育士を対象に、就職説明会や就労支援講座を開催します。 ・求職中の被保護世帯に対し、3か月まで横浜保育室の保育料を全額補助するモデル事業を実施します。	通年	10,148																
合 計		4,922人	15,726,768																

※事業量は、24年度の取組により拡大を目指す受入枠増です。次ページ以降の23、24年度の予算対比の数値と異なることがあります。

5	地域における子育て支援の充実		<p>事業内容 子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に1か所設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。</p>
本年度		千円 1,513,262	<p>1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 760,379千円</p> <p>(1) 実施内容</p> <p>ア 子育て家庭のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子の居場所の提供 ・子育て関連情報の一元化と情報提供 ・子育て相談の実施 <p>イ 子育て支援者のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ネットワークの形成 ・子育て支援に関わる人材育成 <p>ウ 地域の中での子どもの預かり合いの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能 <p>(2) 実施か所数 18か所(全区)</p> <p>(3) 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人又は社会福祉法人等に委託して実施</p>
前年度		1,528,867	
差引		△ 15,605	
本年度の財源内訳	国	537,184	
	県	—	
	その他	11,179	
	市費	964,899	
<p>(4) <u>横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能の追加</u> 区支部事務局機能を地域子育て支援拠点事業の一部として位置づけ、移管を進めます。 <u>平成24年度移管区(5区)：鶴見区、神奈川区、南区、港南区、金沢区</u> (既実施区(5区)：中区、磯子区、港北区、緑区、都筑区)</p> <p>(5) <u>出張ひろばのモデル実施</u> 地域子育て支援の場が少ない地域において、新たに「出張ひろば」をモデル実施します(3区)。</p>			
<p>2 親と子のつどいの広場事業<拡充> 248,786千円</p> <p>(1) 実施内容 親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供</p> <p>(2) 実施場所 商店街の空き店舗、マンション、アパート等</p> <p>(3) 助成数 <u>42か所(前年度 36か所)</u></p> <p>(4) 一時預かり事業 実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりの実施 <u>助成数：22か所(前年度 17か所)</u> <u>定員：66人(前年度 51人)</u></p>			
<p>3 私立幼稚園はまっ子広場事業<拡充> 23,657千円</p> <p>(1) 実施内容 施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施</p> <p>(2) 助成数 <u>27か所(前年度 24か所)</u> <u>常設園：23か所(前年度 20か所)</u> <u>非常設園：4か所(前年度 4か所)</u></p>			

4 保育所地域子育て支援事業<拡充>

190,080千円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施

(2) 実施か所数

市立育児支援センター園：24か所（前年度 24か所）

保育所子育てひろば私立常設園：17か所（前年度 9か所）

その他の保育所：203か所（前年度 202か所）

5 子育て支援者事業<拡充>

73,774千円

(1) 実施内容

- ・市民利用施設等において養育者の交流を支援し、子育て情報の提供や育児相談
- ・地域からの要請に応じ、養育者同士の仲間づくり、子育てグループ活動の支援
- ・豊富な経験を持つ子育て支援者から選任した助言者が、経験の浅い子育て支援者の育成や子育て支援者間相互のスキルアップを実施

(2) 子育て支援者会場数 174会場（前年度 169会場）

(3) 助言者数 18人（前年度 18人）

6 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

42,079千円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成24年3月31日現在）

利用会員(6,320人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

提供会員(1,468人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
両方会員(613人)・・・利用会員かつ提供会員の方

(3) 区支部事務局機能の強化

順次、区支部事務局を地域子育て支援拠点に移管し、区支部事務局機能強化の拡充を進めます。

7 乳幼児一時預かり事業 <拡充>

161,475千円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設で一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

通常型：5か所（前年度 3か所）、75人（前年度 45人）

延長型：9か所（前年度 7か所）、135人（前年度 105人）

8 子育て家庭応援事業

13,032千円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店・施設で、設備・備品の利用や割引・優待など子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

- ・協賛店・施設数 3,667店舗・施設（平成24年3月31日現在）

6		保 整 備 育 事 業 所 等
本 年 度	千円 4,620,795	
前 年 度	3,793,519	
差 引	827,276	
本 年 度 の 財 源 内 訳	県	3,268,405
	市債	405,000
	その他	501,535
	市 費	445,855

- 1 保育所整備<拡充>** 3,998,756千円
平成25年4月開所に向けて、保育所の新設等により45か所合計3,740人の整備を行います。
市有地の活用による整備のほか、本市の広い呼びかけに寄せられた土地建物情報を、整備意向のある法人に提供することにより整備可能となった物件における新設整備など、多様な手法で保育所整備を進めます。
また、民間ビルの改修等による整備では、待機児童が多く、受入枠が不足している地域等を「緊急整備地域」として定め、当該地域における保育所の整備について、改修にかかる費用の補助を増額します。
- 2 老朽改築<拡充>** 555,289千円
民間保育所の老朽化に伴う改築は、23年度に着手した3か所（定員増計86人）について引き続き進めるほか、24、25年度の2か年事業として、新規に3か所着手します。
また、老朽化が著しい市立白根保育園について、24年度しゅん工に向けて引き続き改築工事を行います。
- 3 横浜保育室整備費助成<拡充>** 66,750千円
横浜保育室の整備にかかる費用を助成します。
また、一定の要件を満たすものについては、整備期間中における賃借料の補助を行います。
・新設及び20人以上増員…6か所
・10人～19人の増員…3か所
・認可施設仕様改修…2か所

【定員数の推移（人）】

年 度	20	21	22	23	24
保育所定員	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607
定員増	1,289	1,424	1,712	3,600	3,836
				<2,566>	

※「保育所定員」数は、各年度4月1日現在

※「定員増」数について、20～23年度は決算値、24年度は予算値

※23年度の「定員増」数の<>内は、予算値

【24年度整備予定】

整備内容	整 備 手 法	建設予定区	箇所数	定員増（人）	開所予定
新 設	市有地等貸付	鶴見区ほか	9	790	25年4月
	法人所有地	鶴見区ほか	13	930	25年4月
	民間ビルの改修等 （整備促進）	鶴見区ほか	16	1,190	25年4月
		緊急整備地域	2	140	25年4月
	認定こども園	—	1	60	25年4月
	自主整備	—	—	510	25年4月
	小 計		41 (0)	3,620 (0)	
増 築、 分 園	市有地等貸付	南区ほか	2	60	25年4月
	法人所有地	金沢区ほか	2	60	25年4月
	小 計		4 (0)	120 (0)	
老 朽 改 築	23年度からの継続分	緑区ほか	3	86	25年4月
	市立白根保育園改築	旭区	1	10	25年4月
	新規着手分	鶴見区ほか	0 (3)	0 (30)	26年4月
	小 計		4 (3)	96 (30)	
合 計			49 (3)	3,836 (30)	

※（ ）内の数字は、26年4月開所予定のもので外数

7	保 育 運 営		事業内容										
			保育に欠ける乳児、幼児を保育することを目的とした市立保育所及び民間保育所の運営を行います。										
			1 保育所運営<拡充> 66,108,838千円										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立保育所</td> <td>98か所</td> <td>94か所</td> </tr> <tr> <td>民間保育所</td> <td>364か所</td> <td>419か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>462か所</td> <td>513か所</td> </tr> </tbody> </table>		内訳	平成23年度	平成24年度	市立保育所	98か所	94か所	民間保育所	364か所	419か所
内訳	平成23年度	平成24年度											
市立保育所	98か所	94か所											
民間保育所	364か所	419か所											
計	462か所	513か所											
本年度		千円 66,320,464											
前年度		59,913,272											
差 引		6,407,192											
本年度の財源内訳	国・県	10,684,914											
	負担金	14,870,983											
	諸収入	7,086,012											
	市 費	33,678,555											
2 長時間保育事業(1の再掲)<拡充> 11,049,195千円 原則保育時間(8時間)を超えた保育を実施します。 (1) 長時間保育 <u>512か所</u> (前年度 <u>461か所</u>) (原則保育時間〔8時間〕から11時間までの保育) (2) 時間延長サービス <u>457か所</u> (前年度 <u>402か所</u>) (11時間超の保育)													
3 保育事業向上支援費・特定保育向上支援費(1の再掲)<拡充> 8,900,571千円 民間保育所を運営するために必要な職員雇用費等の経費や定員拡充した場合の助成金である「保育事業向上支援費」と、障害児保育、乳児保育等に対して保育士や看護師を加配する経費である「特定保育向上支援費」として事業費等を助成します。													
4 障害児保育(1の再掲)<拡充> 1,523,145千円 市立保育所及び民間保育所において、全園で障害児の受け入れを促進します。また、 <u>医療的ケアの必要な児童</u> が入所している保育所に対してアルバイト看護師を雇用するための経費を助成します。													
5 市立保育所民間移管事業 67,218千円 25年度移管予定園4園の引継ぎ・共同保育、26年度移管予定園2園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。													
6 保育料納付促進事業 18,991千円 保育料納付指導員による電話催告などに加え、保育料電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。													
7 通園利便性の向上 99,150千円 駅前等の利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーションにおいて、朝・夕の保育を実施するとともに、日中は周辺の保育所にバスによる送迎を行います。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。 ・送迎保育ステーションの運営 5か所 (前年度 2か所) ・通園バス購入助成 1か所 (前年度 1か所)													
8 保育所等職員研修事業<拡充> 26,267千円 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の推進を図るため、民間保育所と連携し、各種検討会や研修を実施します。 また、新任園長・保育士を対象とした研修会の充実を図ります。													

8	多様な保育ニーズへの対応	
本年度		千円 1,108,400
前年度		1,028,060
差引		80,340
本年度の財源内訳	国	206,935
	負担金	37,737
	諸収入	7,163
	市費	856,565

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時保育<拡充>

771,508千円

就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施します。

また、24年度から新設保育所の4・5歳児の保育室を活用し、一時保育を実施します。

内訳	平成23年度	平成24年度
市立保育所	44か所	45か所
民間保育所	217か所	259か所
計	261か所	304か所

2 休日保育<拡充>

38,642千円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

内訳	平成23年度	平成24年度
市立保育所	1か所	1か所
民間保育所	8か所	12か所
計	9か所	13か所

3 病児・病後児保育<拡充>

261,025千円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

項目	病児保育	病後児保育
実施か所	16か所（前年度 14か所）※	4か所（前年度 4か所）
実施場所	医療機関に併設 または近隣の保育スペース	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学校第3学年までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学校第3学年までの児童

※病児保育について平成23年度に1か所整備し、平成24年4月からは、15か所で実施

4 24時間型緊急一時保育

37,225千円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間いつでも受入可能な一時保育を実施します。

- ・実施か所 2か所（前年度 2か所）

9	横浜保育室助成・家庭保育事業等		事業内容 横浜保育室などの認可外保育施設を支援し、保育サービスの充実を図るとともに、適切な保育環境が確保されるよう指導・監督を行います。
	本年度	千円 7,856,689	1 横浜保育室助成事業<拡充> 7,209,353千円 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した横浜保育室に助成し、3歳未満の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。 (1) 施設数 153か所 (前年度 146か所) (2) 定員数 5,131人 (前年度 4,932人) (3) 主な助成内容<拡充> ア 基本助成費(児童1人あたり月額平均80,600円) ※ <u>保育士配置等が、国の児童福祉施設最低基準を満たした場合に月額4,700円を加算</u> イ <u>保育士確保のための助成</u> <u>保育士試験等で施設職員が休暇を取る場合の代替アルバイト経費を助成</u> ウ 乳児保育、一時保育、障害児保育、3歳児助成、家賃助成費など ※ <u>障害児保育費(重度)の増</u> <u>(児童1人あたり月額160,570円→213,000円)</u> ※ <u>3歳児基本助成費の増</u> <u>(児童1人あたり月額8,900円→15,000円)</u> (4) 保育料 58,100円 (月額上限) <拡充> 一定の所得以下の利用者について、保育料を所得に応じて最大50,000円軽減します。(前年度40,000円) ・保育料軽減助成額 10,000円～50,000円 (軽減後保育料上限 8,100円～48,100円)
	前年度	6,828,911	
	差引	1,027,778	
本年度の財源内訳	国	220,921	
	県	838,535	
	諸収入	115	
	市費	6,797,118	
			2 家庭的保育の運営 612,188千円 保護者の就労・疾病等により日中の保育に欠ける3歳未満の児童を保育する家庭保育福祉員に助成します。 また、複数の福祉員が共同で保育を実施する共同型、NPO法人等の事業者に助成して実施するNPO型の家庭的保育を実施します。 (1) 家庭保育事業<拡充> 315,102千円 ア <u>家庭保育福祉員数 60人 (前年度 53人) <拡充></u> イ <u>定員数 228人 (前年度 193人)</u> ※福祉員1人あたり定員 3人または5人 ウ 主な助成内容<拡充> 基本保育費、補助員雇用費、児童処遇費、時間外保育費、設備開設助成費など ※ <u>補助員雇用費について、児童3人の場合の助成時間の上限を1か月あたり138時間に拡充 (前年度92時間)</u> (2) NPO等を活用した家庭的保育事業<拡充> 297,086千円 ア <u>実施か所 21か所 (前年度 17か所) <拡充></u> イ <u>定員数 189人 (前年度 153人)</u> ウ 主な助成内容 基本運営費、児童保育費、時間外保育費、開設準備費など
			3 認可外保育施設指導監督・助成事業<拡充> 20,773千円 認可外保育施設に対し、保育内容や施設の安全管理等について指導監督を実施し、保育環境の向上を図ります。また、調理従事者の保菌検査及び施設賠償責任保険の加入にかかる費用の助成を行うほか、新たに <u>児童の健康診断費用の助成</u> を実施します。
			4 事業所内保育施設助成事業<拡充> 14,375千円 事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、整備費の一部及び運営費の一部を助成し、事業所内保育施設の設置を促進します。 ・整備費助成 <u>1か所</u> ・運営費助成 <u>3か所(前年度2か所)</u>

10	幼 児 教 育 事 業	
本 年 度		千円 7,597,697
前 年 度		7,326,307
差 引		271,390
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1,144,796
	県	—
	その他	57
	市 費	6,452,844

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園預かり保育、特別支援教育費等の補助、幼児教育研修・交流等の事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> 6,334,266千円

私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。(対象者 約63,000人)

年度	区分	市民税額	対象世帯数 分布率(%)	補助単価(円)
平成 23 年度	A	生保	0.05	223,200 (0)
	B	非課税	4.12	194,200 (1,000)
	C	所得割非課税	0.86	193,200 (0)
	D	34,500円以下	5.00	132,200 (23,000)
	E	183,000円以下	48.77	107,200 (60,400)
	F	183,000円超	41.20	48,000 (48,000)
平成 24 年度	A	生保	0.05	226,200 (0)
	B	非課税	3.96	196,200 (0)
	C	所得割非課税	0.85	196,200 (0)
	D	77,100円以下	4.91	132,200 (20,000)
	E	211,200円以下	47.93	107,200 (57,400)
	F	211,200円超	42.31	48,000 (48,000)

※第1子の場合。年額。()内は市単独分

2 私立幼稚園預かり保育補助事業<拡充>

915,914千円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、幼稚園の保育資源を利用した長時間保育に対し、運営費を補助します。

項 目	平成23年度		平成24年度	
通 常 型	76園	2,447人	76園	2,394人
平 日 型	32園	281人	46園	518人
合 計	108園	2,728人	122園	2,912人

※月平均の人数

※平成23年度認定済園数は112園

3 私立幼稚園補助事業

138,200千円

私立幼稚園に対し、施設・設備の整備等の経費の補助を行うことにより、幼稚園の教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。

項 目	平成23年度		平成24年度	
園数、平均単価	270園	467千円	280園	450千円

4 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業

151,600千円

私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種別・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を設置者に補助し、障害児の教育に役立てます。 ※補助単価 上限20万円/人

項 目	平成23年度		平成24年度	
人数、金額	848人	169,528千円	758人	151,600千円

5 私立幼稚園施設整備費補助事業

30,000千円

1件300万円以上の園舎修繕工事について補助し、既存の幼稚園の良好な教育環境を確保します。
※補助対象経費×1/3(上限150万円)

項 目	平成23年度		平成24年度	
園数、金額	17園	22,529千円	20園	30,000千円

6 幼児教育研修・交流等事業<拡充>

27,717千円

幼児教育の充実や、幼児・児童の健やかな成長を図るため、幼児教育及び幼保小を中心とする教育連携に関する研修・研究・交流等を実施します。(推進地区事業は、24地区(平成23年度 21地区)で実施)

11	放課後の居場所づくり		事業内容 増加する留守家庭児童に対応するため、「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を促進するとともに、「放課後児童クラブ」への支援を行います。 さらに、「横浜市放課後子どもプラン推進委員会」を中心に、今後の放課後施策について、引き続き検討を進めます。 また、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。
本年度	千円 4,465,474		
前年度	4,485,032		
差引	△ 19,558		
本年度の財源内訳	国	1,133,730	
	県	—	
	その他	856	
	市費	3,330,888	
			1 放課後児童育成事業 4,432,539千円 (1) 放課後キッズクラブ事業 1,166,139千円 学校施設等を活用し、すべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。 ア 実施か所数 87か所 (新規 5か所、継続 82か所) <拡充> イ 運営主体 NPO法人、社会福祉法人、学校法人等 ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で、参加を希望する児童 エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 8時30分～19時
			(2) はまっ子ふれあいスクール事業 1,855,788千円 学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健やかな成長を支援します。 ア 実施か所数 262か所 (放課後キッズクラブ移行分5か所を除く) イ 運営主体 はまっ子ふれあいスクール運営委員会等 ウ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する1～6年生で参加を希望する児童 エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～18時【充実型】放課後～19時 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時【充実型】9時～19時 (充実型の開始時間は運営主体の判断で8時30分から開始も可)
			(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 1,410,612千円 地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。 <u>24年度は、小規模クラブ (対象児童数10人～19人) の区分を2つに分け、対象児童数15人～19人のクラブについては、非常勤指導員1名分の人件費を増額し、児童の安全確保及び運営の安定化を図ります。<拡充></u> ア 実施か所数 203か所 (新規 5か所、継続 198か所) <拡充> イ 運営主体 運営委員会、NPO法人等 ウ 対象児童 小学校1～3年生の留守家庭児童で、入会を希望する児童 ※障害のある児童及び特別の事由がある児童は6年生まで エ 開設日 毎週月曜日から土曜日まで (日曜、祝日、年末年始を除く) オ 開設時間 平日 : 放課後～18時 (クラブによっては18時以降も開設) 土曜日・長期休業日等 : 9時～18時
			2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 32,935千円 地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。 ア 支援対象 24か所 (新規 3か所、継続 21か所) <拡充> イ 開設日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時 (実施場所及び季節により異なる) ウ 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等

12	すべての子ども・若者の健全育成の推進		事業内容 地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。											
			1 青少年を育む地域の環境づくり<拡充> 85,319千円 社会環境改善事業や（公財）よこはまユース補助事業、青少年の地域活動拠点事業等を通じて、青少年の健やかな成長を地域で支える環境を整備します。											
			(1) 社会環境改善事業 有害図書類の適正な区分陳列促進対策や青少年の深夜外出防止対策などの社会環境改善事業を市民、NPO等の連携により実施します。											
			(2) (公財)よこはまユース補助事業 ア 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施 イ 青少年の居場所（公共施設等を利用した小規模な拠点）の活動支援 ウ 自然体験活動機会の提供 エ 青少年の支援に関わる人材の育成等											
本年度	千円		643,617											
前年度			579,981											
差引			63,636											
本年度の財源内訳	国			0										
	県			387										
	その他			42,817										
	市費			600,413										
			<p>(3) 青少年の地域活動拠点事業 中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加・就業体験等を行う、地域活動拠点の運営費を補助します。</p> <p>・新規1ヶ所(金沢区) <企業の協力を得て開設> ・新たに音楽室を整備(栄区) <社会福祉基金を活用> ・24年度から公共施設等を利用した小規模な拠点について(公財)よこはまユースに事業を移管※</p> <p>※移管について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の補助事業として実施</td> <td>8区</td> <td>5区</td> </tr> <tr> <td>(公財)よこはまユースの補助事業として実施</td> <td>—</td> <td>4区</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H23	H24	市の補助事業として実施	8区	5区	(公財)よこはまユースの補助事業として実施	—	4区
年度	H23	H24												
市の補助事業として実施	8区	5区												
(公財)よこはまユースの補助事業として実施	—	4区												
2 青少年育成に携わる団体等の支援			3,937千円											
(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援														
ア 委嘱人数 2,666人(平成24年4月1日現在)														
イ 事業内容 青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査、県民大会等														
(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や保護司会協議会への補助														
3 青少年関係施設の運営等			551,925千円											
(1) 青少年施設及び野外活動施設の管理運営														
青少年施設： 横浜市青少年交流センター、横浜市野島青少年研修センター 横浜市青少年育成センター、横浜こども科学館														
野外活動施設： 横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園、道志)														
(2) 青少年関係施設の小破修繕等に関わる改修費														
(3) 青少年関係施設のあり方検討														
野外活動施設について、「公共施設のあり方検討委員会」の最終とりまとめを踏まえて、今後の方針を決定します。また、青少年交流センター・青少年育成センターについて、指定管理期間満了に向けて今後のあり方を検討します。														
4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営			2,436千円											
「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。														
24年度は、子ども・若者の抱えるニーズや課題についての実態調査を行うとともに、これまでにまとめた意見を新たな施策・事業へと具体化するための事業計画の作成と既存事業の検証等を行います。														

13	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実		事業内容 青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立施策の充実に取り組みます。	
			1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 43,729千円 青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成を充実します。 (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問） (2) 学生などのユースサポーターの訪問によるひきこもり当事者への支援 (3) グループ活動や、短期宿泊訓練、社会参加体験事業等 (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等	
			2 地域ユースプラザ事業<拡充> 89,219千円 地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。 <u>24年度は市内東部方面に新規整備します。</u> (1) 運営か所 <u>4か所（前年度3か所）</u> (2) 事業内容 ア 地域における総合相談及びひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営 イ 社会体験・就労体験プログラムの実施 ウ 地域の関係支援機関等とのネットワークづくり	
			3 若者サポートステーション事業<拡充> 43,375千円 職業的自立に向けた総合相談等を行う「若者サポートステーション」の運営費を補助します。 (1) 運営か所 2か所 (2) 事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として ア 職業的自立に向けた総合相談、臨床心理士による個別相談、就労体験・訓練 イ <u>経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得（保育士）に係る支援<社会福祉基金を活用></u>	
本年度		千円	407,321	
前年度			397,745	
差引			9,576	
本年度の財源内訳	国		10,000	
	県		187,025	
	その他		3,060	
	市費		207,236	
4 パーソナル・サポート・サービスモデル事業<拡充> 186,025千円 経済的困窮や、精神疾患、障害、虐待経験があるなどの複合的課題を抱える若者や、その家族に対する継続的な相談支援を委託により実施します。 (1) 運営か所 2か所 (2) 事業内容 ア 複合的課題を抱える若者や、 <u>その家族に対する継続的な相談支援</u> イ 定時制高校等と連携した貧困層・生活保護家庭に対する支援				
5 よこはま型若者自立塾<拡充> 25,900千円 ひきこもりや無業状態にある若者の社会・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。 事業内容 共同生活による以下の生活改善プログラムを実施 ア 合宿型による、地域でのボランティア活動等を通じた訓練 イ <u>専用施設における農業を中心とした長期・継続型訓練</u>				
6 困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業<拡充> 19,073千円 生活上の課題を抱えているにも関わらず、既存の福祉制度等だけでは十分な支援が受けられない小・中学生に対して、個々の状況に応じた生活・学習支援等を委託により実施します。 実施区 <u>6区</u> 〔うち5区は健康福祉局と共管〕（前年度4区）				

14	地域療育センター 関係事業		事業内容 0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として、市内方面別に設置された地域療育センターの運営を行います。 また、センター運営の一環として、発達障害と考えられる児童への対応等に関する小学校への支援を行うとともに、新たなサービスメニュー「児童デイサービス」を順次導入します。																							
	本年度	千円 2,922,640	1 地域療育センター運営事業 2,512,279千円 心身に障害がある、又はその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実などを目的として、方面別7か所の地域療育センターの運営を行います。 (1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>センター名</th> <th>運営法人等</th> <th>本年度予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 南部地域療育センター</td> <td rowspan="3">指定管理者：(福)青い鳥</td> <td>396,186</td> </tr> <tr> <td>2 中部地域療育センター</td> <td>364,565</td> </tr> <tr> <td>3 東部地域療育センター</td> <td>356,307</td> </tr> <tr> <td>4 戸塚地域療育センター</td> <td rowspan="2">指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団</td> <td>407,862</td> </tr> <tr> <td>5 北部地域療育センター</td> <td>348,789</td> </tr> <tr> <td>6 西部地域療育センター</td> <td rowspan="2">民設民営：(福)十愛療育会</td> <td>344,281</td> </tr> <tr> <td>7 地域療育センターあおば</td> <td>294,289</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center">計</td> <td>2,512,279</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、総合リハビリテーションセンターが港北区を担当し、同様の療育を実施しています。</p>	センター名	運営法人等	本年度予算	1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	396,186	2 中部地域療育センター	364,565	3 東部地域療育センター	356,307	4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	407,862	5 北部地域療育センター	348,789	6 西部地域療育センター	民設民営：(福)十愛療育会	344,281	7 地域療育センターあおば	294,289	計		2,512,279
	センター名	運営法人等		本年度予算																						
	1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥		396,186																						
2 中部地域療育センター	364,565																									
3 東部地域療育センター	356,307																									
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	407,862																								
5 北部地域療育センター		348,789																								
6 西部地域療育センター	民設民営：(福)十愛療育会	344,281																								
7 地域療育センターあおば		294,289																								
計		2,512,279																								
前年度	2,691,494																									
差引	231,146																									
本年度の財源内訳	国	—																								
	県	—																								
	その他	117																								
	市費	2,922,523																								

(2) サービス内容

- ・相談・地域サービス部門：福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、幼稚園等の関係機関への技術支援等
- ・診療部門：診断、検査、評価、訓練指導等
- ・通園部門：知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス事業所

2 地域療育センター学校支援事業 123,721千円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターに常勤の専門スタッフ（2名）を配置し、センターの専門性と経験をもとに、発達障害と考えられる児童への対応に関する支援を小学校を対象に実施します。

- ・主な支援内容
 - (1) 学校訪問による教職員への研修
普通学級教職員、個別支援学級教職員、特別支援コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力
 - (2) 学校訪問による技術的支援
児童とのコミュニケーションのとり方、机の配置・掲示物などの教室内の環境設定、教材の活用等に関する助言など

3 地域療育センター運営事業（児童デイサービス分）＜拡充＞ 286,640千円

主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童に適切な療育を提供するため、地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの新たなサービスメニューとして「児童デイサービス」を導入し、集団療育等の支援を行います。

24年度は、中部地域療育センターでも開始し、すべての地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターで運営を行います。

- ・実施か所数 8か所（前年度7か所）

15	学 齢 障 害 児 へ の 援 助		事業内容 就学後の児童を対象とした支援として、障害児が放課後等に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進し、実施か所数の拡大や機能強化を図るとともに、既存の機関への委託等により思春期における診療、相談等の支援を実施します。																											
	本 年 度	千円 327,990	1 障害児居場所づくり事業 245,533千円																											
	前 年 度	315,672	主に学齢期の障害児が、放課後や夏休み等にのびのびと過ごすことのできる居場所を確保することで、障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の安定した生活と社会参加が実現できる環境を整えます。 また、医療的ケアの必要な肢体不自由児や重症心身障害児等の受入を行うため、引き続き4か所において看護師の配置による加算を実施します。(将来にわたるあんしん施策を含む。)																											
	差 引	12,318	児童福祉法の改正に伴い創設される、同趣旨の国事業(放課後等デイサービス)への移行を進めます。																											
本年度の財源内訳	国	—	【実施か所数】21か所(前年度見込20か所) (単位:千円)																											
	県	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規模</th> <th>1日あたりの平均利用人数</th> <th>か所数</th> <th>1か所あたりの補助額(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>13人以上</td> <td>3</td> <td>18,708</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>10人以上13人未満</td> <td>4</td> <td>15,101</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>6人以上10人未満</td> <td>14</td> <td>9,883</td> </tr> <tr> <td>特小規模</td> <td>3人以上6人未満</td> <td>0</td> <td>7,510</td> </tr> <tr> <td>看護師加算</td> <td></td> <td>4</td> <td>214(1か月最大)</td> </tr> </tbody> </table>				規模	1日あたりの平均利用人数	か所数	1か所あたりの補助額(最大)	大規模	13人以上	3	18,708	中規模	10人以上13人未満	4	15,101	小規模	6人以上10人未満	14	9,883	特小規模	3人以上6人未満	0	7,510	看護師加算		4	214(1か月最大)
	規模	1日あたりの平均利用人数	か所数	1か所あたりの補助額(最大)																										
	大規模	13人以上	3	18,708																										
中規模	10人以上13人未満	4	15,101																											
小規模	6人以上10人未満	14	9,883																											
特小規模	3人以上6人未満	0	7,510																											
看護師加算		4	214(1か月最大)																											
その他	—	※ 国事業移行見込み事業所2か所を含む(10月から)																												
市 費	327,990																													
2 学齢障害児支援事業(学齢後期) 82,457千円			<p>医師、ソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置し、学齢後期(概ね中学校期以降)の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期におけるそれぞれの課題の解決に向けた診療、相談、関係機関調整等を行います。</p> <p>・実施機関</p> <p>1 小児療育相談センター(所在地:神奈川県西神奈川1丁目9番1号)</p> <p>(1) 実施内容 診療(初診、再診)、相談、相談に基づく関係機関との連携・支援、家族を対象とした勉強会等</p> <p>(2) 配置スタッフ 医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー</p> <p>2 総合リハビリテーションセンター(所在地:港北区鳥山町1770番地)</p> <p>(1) 実施内容 診療(初診、再診)、相談等</p> <p>(2) 配置スタッフ 医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカー</p>																											

16	在宅障害児及び施設利用児童への支援		<p>1 メディカルショートステイシステム事業<新規> 16,768千円</p> <p>常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院・地域中核病院の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。</p> <p>2 医療機器補助電源等購入費助成事業<新規> 32,760千円</p> <p>電力を必要とする医療機器を使用している在宅の重症心身障害児者を対象として、災害による停電時等に電力確保が困難な場合に備え、必要となるバッテリー等の購入費を助成します。（原則として自己負担1割）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象機器 <ul style="list-style-type: none"> (1)人工呼吸器用外部バッテリー及び付属品 (2)バッテリー内蔵型吸引器または電力なしで使用可能な吸引器 <p>3 医療環境整備事業 1,274千円</p> <p>医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。</p> <p>4 障害児入所支援事業等 151,210千円</p> <p>障害児入所給付費の支給決定を受けた者に対する障害児施設への入所に係る費用を支出します。また、障害児施設に入所している児童の世帯に対して本市独自の利用者負担助成を行います。<24年度見込み数：55人></p> <p>※児童福祉法改正に伴い、18歳以上の入所者については障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスでの対応に切り替わるため、当該事業費は前年度に比べて大幅に減少しています。</p> <p>5 障害児通所支援事業 1,081,441千円</p> <p>障害児通所給付費の支給決定を受けた者に対する障害児施設（事業所）への通所に係る費用を支出します。<24年度見込み数：約1,800人></p> <p>6 障害児施設措置費 750,861千円</p> <p>保護を要する障害児を障害児施設に措置した場合に、措置後の保護につき児童福祉施設最低基準を維持するための費用を支弁します。<24年度見込み数：156人></p> <p>7 民間障害児施設運営費助成事業 472,082千円</p> <p>障害児入所施設に対して職員の加配等を行い施設機能を強化することにより、支援の充実を図ります。<24年度見込み数：251人></p>
	本年度	千円	2,506,396
	前年度		3,394,457
	差引		△ 888,061
本年度の財源内訳	国	980,161	
	県	269,242	
	その他	27,136	
	市費	1,229,857	

17	障害児施設の備		事業内容 1 地域療育センターの整備 876,690千円 市内8か所目となる地域療育センターを整備します。24年度は継続して工事を進め、25年2月しゅん工、4月開所を予定しています。(将来にわたるあんしん施策に含む。) <整備スケジュール> 22年度：基本設計、23年度：実施設計、着工 24年度：しゅん工、25年度：開所予定 <整備地> 港南区野庭町631番地(旧野庭小学校跡地) <通所定員> 知的障害児 60人、肢体不自由児 30人 <設置運営法人> 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
	本年度	千円 964,624	
	前年度	180,201	
	差引	784,423	
本年度の財源内訳	国	150,840	2 重症心身障害児施設の整備 75,206千円 市内の重症心身障害児施設が不足しており、市外・県外施設にも入所せざるを得ない状況となっています。また、在宅で早期に入所が必要な方も多くいる状況です。これらを改善するため、市内3か所目の施設を整備します。24年度は基本設計を実施します。 <整備スケジュール> 22年度：基礎調査、23年度：法人選定 24年度：基本設計、25年度：実施設計、工事 26年度：しゅん工、開所予定 <整備地> 港南区港南台4丁目6番地 <定員> 重症心身障害児者 200人 <設置運営法人> 社会福祉法人十愛療育会
	県	—	
	その他	626,000	
	市費	187,784	
3 横浜市なしの木学園の再整備 <新規> 3,000千円 老朽化が進んでいる知的障害児施設「横浜市なしの木学園」について、より望ましい生活環境を確保するために現敷地内で再整備を行います。24年度は民営化及び再整備のための基本調査を実施します。 <整備及び民営化スケジュール> 24年度：基本調査、25年度：法人選定、基本設計、26年度：実施設計、運営引継ぎ 27年度：選定法人による運営開始(民営化)、新棟着工、28年度：新棟しゅん工 29年度：既存棟改修 <所在地> 泉区下飯田町330番地 <定員> 長期入所 60人、短期入所 10人			
4 白根学園児童寮の再整備 <新規> 9,728千円 知的障害児施設「白根学園児童寮」について、老朽化及び耐震上の問題を解消し、入所児童に適切な支援を提供できる環境を整えるため、現敷地内で再整備を行います。24年度は基本設計を実施します。 <整備スケジュール> 24年度：基本設計、25年度：実施設計、26年度：着工、27年度：しゅん工、既存棟解体 <所在地> 旭区白根7丁目10番6号 <定員> 長期入所 30人、短期入所 4人 <運営法人> 社会福祉法人白根学園			

18	児童虐待への取り組みの充実	
	本年度	千円 1,722,270
	前年度	1,354,071
	差引	368,199
本年度の財源内訳	国	303,140
	県	112,406
	その他	21,119
	市費	1,285,605

事業内容

23年3月に策定した児童虐待対策プロジェクトの報告を踏まえ、児童虐待防止への取組をより充実させていきます。

1 児童相談所の運営と機能強化

882,300千円

(1) 児童相談所の管理運営

4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。

(2) 児童虐待防止対策事業

児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化等に取り組みます。

- ・よこはま子ども虐待ホットラインの運営
児童虐待の通報・相談に24時間365日対応

- ・児童虐待通報等への対応

中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待通報や相談等に迅速に対応

- ・弁護士、医師等の専門家による助言等

支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援を強化

(3) 児童相談所における人材の育成

児童相談所職員を対象とした外部専門講師による研修の充実などにより、虐待対応等の援助技術の向上を図ります。

2 北部児童相談所一時保護所の整備

345,085千円

北部児童相談所一時保護所を緑区上山に整備するため、24年度は建設工事に着手し、25年度にはしゅん工し、開所する予定です。

また、施設が完成するまでの間、引き続き北部児童相談所内に幼児向けのスペースを確保し一時保護を行います。

3 家庭訪問の充実

144,632千円

(1) 育児支援家庭訪問事業（区）（再掲）＜拡充＞【6ページ参照】

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員）や育児支援ヘルパーが、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者等の家庭を訪問し、相談や育児支援を行います。

24年度は育児支援ヘルパーの派遣対象者を拡大します。

（利用見込回数 1,620回）

(2) 養育支援家庭訪問事業（児童相談所）＜拡充＞

児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。24年度は、家事支援を行うヘルパーについて、派遣回数を増やします。

（養育支援家庭訪問員；8名、ヘルパー派遣予定回数；24年度、3,600回）

4 子ども・家庭支援相談事業の充実(区)(再掲)〈拡充〉【6ページ参照】 **52,383千円**
区福祉保健センターで0歳から思春期までの子どもと養育者を対象に相談を行います。
発達障害や不適切養育等の相談に迅速に対応できるよう心理嘱託員の配置を9区に拡大
します。

5 母子保健事業の充実(区)(再掲)【6ページ参照】 **148,912千円**
不適切養育につながるリスクが高い未受診者対策を強化します。
(1) 妊婦健康診査事業
母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨するとともに、その費用を補助します。
(2) 乳幼児健康診査事業(未受診者対策の強化) **〈拡充〉**
乳幼児健診等の実施状況のデータベース化を図るため、「母子保健システム」を構築し、
迅速な相談支援を行うとともに、未受診者への受診勧奨を強化します。

6 保育所での見守り強化(保育所) **24,112千円**
児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所に入所させ、見守り
を行うとともに、円滑な園運営のために必要となるアルバイト保育士を配置します。

7 養育家庭支援機能の強化(再掲)〈拡充〉【25ページ参照】 **91,707千円**
(1) 横浜型児童家庭支援センター
養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、「横浜型児童家庭支援
センター」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して在宅家庭を支援します。
(5か所(前年度見込3か所))
(2) 子育て短期支援事業
既存の児童福祉施設を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の短期預かりを
実施することにより、在宅で生活を継続するための支援を行います。
(7か所(前年度見込5か所))

8 児童虐待防止啓発地域連携事業 **22,051千円**
(1) 児童虐待防止の広報・啓発
児童虐待防止推進月間における啓発活動「STOP・こども虐待 よこはまキャンペー
ン」を中心に、関係機関・コンビニエンスストア・商店街・交通機関等と連携し、地域に
密着した広報・啓発を行います。
(2) 関係機関の連携強化と人材育成 **〈拡充〉**
児童虐待防止のための「要保護児童対策地域協議会」を開催・運営し、地域の関係機関
との連携強化を図ります。特に、各区役所において、子どもや家庭に直接関わる支援者によ
って開かれる「個別ケース検討会議」を充実させるとともに、弁護士や精神科医師等の
専門家から助言・指導を受ける事例検討会を実施するなど、よりきめ細やかな支援を行
います。

9 施設等退所後児童に対するアフターケア事業〈新規〉 **11,088千円**
児童養護施設等退所後の児童の社会的自立強化に向け、退所を控えた児童を含め、退所後
を総合的に支援する事業を実施します。退所者の居場所を確保しながら、就職や就労の継続・
安定化のための支援を行うとともに、離職などで困難な状況下に置かれた際も、社会から孤
立することのないよう、セーフティネットとして機能させます。

19	児童養護施設等における家庭的支援の充実		事業内容 耐震対策が必要な児童福祉施設の補強工事及び再整備を行うとともに、老朽化した公立の母子生活支援施設を民設民営で再整備します。 また、より家庭に近い環境で養育するための里親等の事業を推進するとともに、地域での生活が継続できるよう課題を抱える家庭等への支援を拡充します。
	本年度	千円 5,438,173	1 児童福祉施設の整備 (1) 公立児童福祉施設耐震対策事業<新規> 56,826千円 <u>児童自立支援施設「横浜市向陽学園」講堂の耐震補強工事</u> を行います。 (2) 民間児童福祉施設整備事業<新規> 585,649千円 耐震対策が必要で老朽化している乳児院「白百合ベビーホーム」、母子生活支援施設「白百合パークハイム」の現敷地での再整備費を助成します。 また、老朽化した母子生活支援施設「横浜市いそごハイム」を民設民営で再整備するための整備費を助成します。 (3) 施設入所児童の居住環境の改善<新規> 31,478千円 <u>児童養護施設「横浜市三春学園」の居住環境の改善</u> を図るため、民間アパートの借上げによる中高生を中心とした小規模グループケアユニットを、隣接地に増設します。
	前年度	5,510,707	
	差引	△ 72,534	
本年度の財源内訳			
	国	2,195,878	
	その他	24,472	
	市債	307,000	
	市費	2,910,823	

整備内容	24年度実施内容	所在地	定員	しゅん工予定
横浜市向陽学園講堂の耐震補強工事	設計・工事	保土ヶ谷区新井町	30人	平成24年度
白百合ベビーホーム 白百合パークハイムの再整備	設計・工事	泉区中田東	乳:40人 母:20世帯	平成26年度
横浜市いそごハイムの移転・再整備	工事	港南区野庭町	20世帯	平成24年度

- 2 里親推進事業 24,376千円**
里親の拡充を図るため、ホームページやポスター掲出などによる広報活動や、里親希望者への研修の実施、里親へのヘルパー派遣等を実施します。
- 3 ファミリーホーム事業<拡充> 188,455千円** (6 児童措置費等、7 児童養護向上支援事業の内数)
家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を運営するとともに、設置の推進を図ります。 (10か所 (前年度見込9か所))
- 4 自立援助ホーム事業 51,709千円** (6 児童措置費等、7 児童養護向上支援事業の内数)
義務教育終了後に施設等を退所した後、自立生活を営むことが難しい児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定化に向けた援助を行います。 (2か所)
- 5 養育家庭支援機能の強化<拡充> 91,707千円**
(1) 横浜型児童家庭支援センター
養育に課題を抱える家庭等が地域で安定した生活ができるよう、「横浜型児童家庭支援センター」を設置し、区役所や児童相談所等、地域と連携して在宅家庭を支援します。 (5か所 (前年度見込3か所))
(2) 子育て短期支援事業
既存の児童福祉施設を活用し、ショートステイやトワイライトステイ等の短期預かりを実施することにより、在宅で生活を継続するための支援を行います。 (7か所 (前年度見込5か所))
- 6 児童措置費等 4,002,066千円**
児童福祉法に基づく要保護児童を児童入所施設や里親等に措置した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への入所等の措置等をとった場合に、それぞれの入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持する費用を支弁します。 (24年度 児童養護施設定員数 651人 等)
- 7 児童養護向上支援事業 646,071千円**
児童入所施設や里親等において、国で定められた措置費に加え、人件費や事業費等を助成することにより、児童の処遇向上及び健全育成の充実を図ります。

20	ひとり親支援・DV対策事業		1 ひとり親家庭等の自立支援 323,540千円 母子家庭、父子家庭等の自立促進を図るため、就労支援等を行います。 (1) 母子家庭自立支援教育訓練給付金 職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。 (2) 母子家庭高等技能訓練促進費 看護師等の資格取得のために2年以上修業する場合に、生活費を支給します。 (3) 就職支援セミナー・講習会事業 就職に役立つセミナーや講座を実施します。 (4) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 就労支援を目的とした相談、自立支援事業を実施します。 (5) 在宅就業支援事業 IT関係の在宅就業に必要な訓練を引き続き実施し、その間の生活を支援するため訓練手当を支給します。 (6) 日常生活支援事業 疾病や就職活動等で一時的に支援が必要な人に、家庭生活支援員を派遣します。 (7) <u>自立支援計画策定事業</u> <u>「母子及び寡婦福祉法」に基づく次期5か年計画(25年度策定予定)の基礎資料とするため、24年度に実態調査を実施します。</u>
	本年度	千円 433,698	
	前年度	450,918	
	差引	△ 17,220	
本年度の財源内訳	国	87,582	
	県	178,628	
	その他	531	
	市費	166,957	
2 DV被害者等対策事業 110,158千円 (1) DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ア DV相談支援センター DV被害者等を対象に、こども青少年局・区福祉保健センター・男女共同参画センターの3者が、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。 イ シェルター等における自立に向けた支援<拡充> DV被害者等の地域での生活に向けて、住まい探し・就労等の課題解決に安心して臨めるように、利用期間にも配慮しながら、 <u>専門的に支援する職員の体制を強化</u> します。 (実施施設：5か所) ウ 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。 エ 母子生活支援施設退所後のフォロー支援 母子生活支援施設の主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問・電話相談を行い、自助グループ等の育成や支援者の発掘・育成を行うフォロー支援職員を配置し、退所後の支援を行います。 (実施施設：6か所) (2) 母子生活支援施設緊急一時保護事業 DV等により緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。 (実施施設：4か所) (3) 女性緊急一時保護施設補助事業 民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入れ体制を確保します。 (実施施設：3か所)			

21	子どものための手当	
本年度	千円 62,033,011	
前年度	82,111,615	
差引	△ 20,078,604	
本年度の財源内訳	国	43,713,554
	県	9,159,728
	その他	1
	市費	9,159,728

1 子どものための手当 62,033,011千円

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、今後行われる法改正の内容に基づいて手当を支給します。

【対象】中学校修了までの子どもの養育者

【手当額】（子ども1人あたり）

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円

・施設入所児童（出生順位にかかわらず一律）

3歳未満 月額 15,000円

3歳以上 月額 10,000円

・所得超過者（24年6月から実施）

子ども1人あたり 月額 5,000円

【支給月】6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

【月平均児童数】491,314人

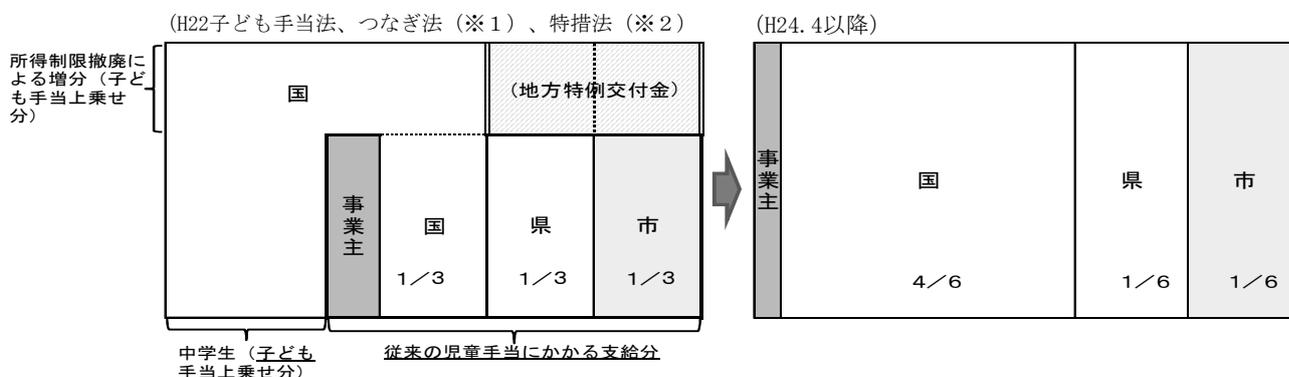
【制度改正】

・6月から所得制限導入。基準額は年収960万円（夫婦、子ども2人世帯）で、扶養親族数等に応じて加減。

・所得制限超過者については子ども1人あたり5,000円支給。

【財源等】

今回の国の見直しで、地方特例交付金が整理され、支給費全体について事業主負担を除く国と地方の負担割合を2：1（国・県・市では4：1：1）としたことにより、本市負担額は増加しています。



【支給金額の推移】

（単位：円／月額）

区分	23年度 当初予算	23年4～ 9月分	23年10～ 24年3月	24年4月～	
	（23年度法案 ：廃案）	（つなぎ法） ※1	（特措法） ※2	（児童手当法の 一部を改正する法律）	
0歳以上3歳未満	20,000	13,000	15,000	15,000	
3歳以上小学校修了まで	13,000		第1・2子	10,000	10,000
			第3子以降	15,000	15,000
中学校修了まで			10,000	10,000	
所得制限		なし		あり（24年6月～） 5,000	

※1 つなぎ法：国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

※2 特措法：平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

22	児童扶養手当等		1 児童扶養手当 9,738,823千円 ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給します。 【対 象】 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳到達まで）までの児童の養育者 【手当額】 全部支給 月額 41,550円 一部支給 月額 9,810円～41,540円 第2子加算 月額 5,000円 第3子以降加算 月額 3,000円 【支給月】 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。 【月平均児童数】 32,495人
	本年度	千円 10,897,351	
	前年度	10,295,141	
	差 引	602,210	
本年度の財源内訳	国	3,246,274	2 特別乗車券の交付 1,158,528千円 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の生活支援に寄与するため、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。 なお、今後の制度のあり方について、引続き検討します。 【対 象】 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯 ※世帯に1枚交付 【交付見込数】 18,628人
	県	—	
	その他	16,000	
	市 費	7,635,077	

23	母子寡婦福祉事業 (母子寡婦福祉資金会計)		事業内容 母子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	本年度	千円 608,420	
	前年度	631,712	
	差 引	△ 23,292	
本年度の財源内訳	市債	—	1 対象者 (1) 母子家庭の母及び寡婦又はその児童等 (2) 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方 2 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金) 3 貸付利子 無利子又は年利1.5% 4 償還について 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 22年度から、電話納付案内センターに滞納者への納付案内業務を委託しています。 5 貸付限度額（例：修学資金…第1学年・自宅通学） 私立高校：30,000円／月額 私立大学：54,000円／月額
	貸付金収入	579,018	
	その他	2	
	市 費	29,400	

24 震災対策関連事業

1 施設の耐震対策 1,603,892千円

(1) 市立保育所の耐震補強工事（再掲） 【7ページ参照】 1,349,763千円

耐震対策が行われていない市立保育所で耐震補強工事を実施し、すべての市立保育所での耐震対策を完了します。

また、一部の民間移管園に対して耐震補強工事にかかる費用の補助を行います。

【24年度】工事15園

(2) 民間保育所の改築・耐震補強工事（一部再掲） 69,225千円

耐震対策が行われていない民間保育所に、改築や耐震補強工事等に必要な費用の補助を行います。

【24年度】改築：設計・工事3園（しゅん工は25年度）
耐震：設計7園、補強工事2園

(3) 知的障害児施設「白根学園児童寮」の再整備（再掲） 【22ページ参照】 9,728千円

知的障害児施設「白根学園児童寮」の老朽化及び耐震上の問題を解消し、入所児童に適切な支援を提供できる環境を整えるため、現敷地内で再整備を行います。

【24年度】基本設計 【25年度】実施設計 【26年度】着工 【27年度】しゅん工、既存棟解体

(4) 児童自立支援施設「横浜市向陽学園」の講堂の耐震工事（再掲） 【25ページ参照】 56,826千円

耐震対策が必要な「市立向陽学園」の講堂の耐震補強工事を実施します。

【23年度】基本設計 【24年度】実施設計、着工、しゅん工

(5) 乳児院「白百合ベビーホーム」及び母子生活支援施設「白百合パークハイム」 の再整備（再掲） 【25ページ参照】 118,350千円

耐震対策が必要で、老朽化も進んでいる「白百合ベビーホーム」と「白百合パークハイム」の現敷地内での再整備を行うため、運営法人に補助を行います。

【23年度】基本設計 【24年度】実施設計、着工 【25年度】工事 【26年度】しゅん工

2 放射線対策 13,037千円

給食食材に関する保護者の不安を払拭するため、市立保育所や民間保育所、横浜保育室を巡回し、ポータブル式簡易測定器による食材検査を実施します。

3 その他 52,360千円

(1) 電力を必要とする医療機器を使用している在宅の重症心身障害児者を対象として、災害による停電時等に電力確保が困難な場合に備え、必要となるバッテリー等の購入費を助成します。（原則として自己負担1割）（再掲）【21ページ参照】

(2) 子育て支援の場における震災対策として、備蓄品購入経費や家具転倒防止経費の一部を助成します。
(地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、乳幼児一時預かり事業実施施設、横浜市認定の私立幼稚園預かり保育実施園)

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。
3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



平成24年度 こども青少年局 運営方針

基本目標

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現に向けて
～ 職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、
さまざまな市民との連携・協働により、社会全体で取り組みます ～



目標達成に向けた施策

未来を創る子ども・青少年の健やかな成長や自立は、全ての市民が共有すべき目標であり、多くの市民とともに、次のような取組を進めていきます。

<施策分野1> 生まれる前から乳幼児期の支援

生まれる前から産後の不安定になりやすい時期の支援を充実します。また、地域における子育て支援や、未就学期の保育と教育を充実します。

<施策分野2> 子どもや青少年の自立に向けた支援

学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策を推進します。また、困難を抱える若者の自立支援を充実します。

<施策分野3> 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

児童虐待防止対策と社会的養護体制を充実します。また、様々な障害に応じた支援や、ひとり親家庭の自立支援、配偶者からの暴力(DV)への対応を推進します。

<施策分野4> 子どもを大切にすまじづくりの推進

子どもが安心・安全に過ごせるまじづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や子ども青少年を大切にする機運の醸成に努めます。



重点的に取り組む事業



保育所待機児童の解消

保育所整備による定員増や既存保育施設の受入枠拡大、私立幼稚園預かり保育の拡充などを引き続き進めるほか、多様な働き方に対応した一時預かり施設の充実や一時保育の年間利用などを進めます。また、区の担当係長や保育コンシェルジュが中心となり、保留になられた方へのアフターフォローも徹底的に進め、これらのハードとソフトの取組により、区局連携して25年4月の全区・全年齢で待機児童ゼロを実現します。

児童虐待対策の推進

児童虐待死の根絶を目指し、児童虐待対策プロジェクト報告書の8つの対策の一層の充実に向け、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の取組を着実に推進します。特に、①虐待事例の個別の支援方針等に関する定期的・継続的な会議の開催、②専門性を高める研修等の実施による人材育成、③医療機関、学校、民生委員・児童委員等の連絡会や研修会を通じた関係機関・関係者相互の連携強化、④専門職の増員による体制強化、⑤市内4か所目となる北部児童相談所一時保護所の整備、⑥発見のポイントや通報先等を示したわかりやすい広報、⑦育児不安のある家庭等に対する家庭訪問の充実、⑧地域における子育て支援の充実等に取り組めます。

子ども・若者育成支援施策の推進

横浜市子ども・若者支援協議会からの意見・提案を踏まえ、「全ての子ども・若者が、他者と交流するなかで自己肯定感を持ち成長できる社会」を目指し、施策を推進します。そのため、地域全体で学齢期から青年期の子ども・青少年を見守り、課題を早期発見する仕組みづくりを進めます。また社会参加・就労体験プログラムを充実するなど、若者の自立支援を推進します。



目標達成に向けた組織運営



施策の取組を進める際には、次の姿勢を大切にします。

チーム力

職員の力を最大限に発揮し、組織の枠を超えた、チーム力を発揮します。

チーム力の土台となる職員間のつながりを大切に、改革推進委員会やランチミーティングなどを活用して「チームこども」の機運を醸成します。その上で、事業・分野間の連携による相乗的な取組を進めます。また、待機児童や虐待防止など全庁的な取組が必要な施策については、区役所や関係局など「チーム横浜」として取り組みます。

協働と共創

市民や企業、民生委員・児童委員やNPO、医療機関や学校など様々な主体との協働、共創を図ります。

特に、生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子どもや青少年の支援では、子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げていきます。

また、物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組めます。

脱温暖化

職員一人ひとりが、省電力や紙使用量の削減などに取り組めます。

また、太陽光発電によるエコ保育所の取組や関連施設における節電対策を進めます。

WLB

職員、組織における仕事の進め方、時間の使い方などを見直し、休暇取得の促進、超過勤務の削減、男性の育児休業の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスに率先して取り組みます。

平成24年度 こども青少年局の主な事業・取組【参考】

◆施策分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末 (見込み)
(1) 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実		
●妊婦健康診査事業	⇒ ○延べ受診回数<39万件> ○妊婦健診受診勧奨面接相談実施率<90%>	39万件 85%
●こんにちは赤ちゃん訪問事業	⇒ ○訪問実施件数<72%>事業対象者数 3 万人	70%
●乳幼児健康診査事業	⇒ ○未受診者全員への受診勧奨及び把握の強化 ⇒ ○母子保健システムの導入(1月) 【新規】	実施 —
●養育支援事業 ① 産前産後ケア事業 ② 育児支援家庭訪問事業 ア 育児支援家庭訪問 イ 育児支援ヘルパー	⇒ ○利用者数<600人> ⇒ ○延べ派遣回数<3,000回> ⇒ ○延べ派遣回数<1,600回> 対象年齢及び利用期間の拡大	150人 3,123回 671回
●歯科保健診査事業 妊婦歯科健康診査	⇒ ○妊婦歯科健康診査検討会の開催<6回> ⇒ ○歯科健康診査機関の確保<1,500か所> ⇒ ○事業開始10月1日 受診者数<5,250件>	— — —
(2) 地域における子育て支援の充実		
●乳幼児一時預かり事業	⇒ ○実施か所数<14か所>	10か所
●地域子育て支援拠点事業	⇒ ○出張ひろばのモデル実施<3区> 【新規】	—
●親と子のつどいの広場事業	○広場か所数<42か所> ○広場での一時預かり実施か所数<22か所>	36か所 16か所
●地域子育て支援スタッフ育成・ケア事業	⇒ ○人材育成に関するニーズ調査及びあり方検討会の実施 【新規】	—
●市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築	⇒ ○25年度試行実施区・保育所の選定<18区・24園>	11区 16園
(3) 未就学期の保育と教育の充実		
【待機児童の解消に向けた取組】		
●待機児童の解消	⇒ ○全区・全年齢で0	300人未満
●保育所整備	⇒ ○保育所か所数<549か所>、 定員<47,461人>	507か所 43,607人
●通園利便性の向上	⇒ ○通園バス<8か所>	7か所
●横浜保育室の運営・設置費の助成	⇒ ○保育室か所数<158か所>、定員<5,327人> 平均入所率<98.0%>、入所人数<4,830人>	152か所 5,177人 93.3%、 4,600人
●家庭的保育の運営	⇒ ○家庭保育福祉員数<60人>、定員<228人> ONPO等活用型家庭的保育施設<21か所>	53人 193人 17か所
●一時保育室整備	⇒ ○一時保育室整備か所数<2か所>、 定員<60人>	0か所 0人
●乳幼児一時預かり事業	⇒ ※1(2)再掲	
●私立幼稚園預かり保育の充実	⇒ ○実施か所数<122か所>	108か所
●私立幼稚園預かり保育実施園を活用した連携保育の検討	⇒ ○横浜市預かり保育幼稚園・横浜保育室連携モデル事業の実施・検証	モデル事業実施(6組)
●事業所内保育施設の設置促進や助成	⇒ ○事業所内保育施設助成か所数<3か所>、 定員<27人>	2か所 18人
●保育士確保に向けた取組	⇒ ○保育士就労支援講座<6回, 300人参加>、 採用実績<50人>	6回、約30人

〔未就学期の教育の充実〕 ●幼・保・小連携の推進 (幼児期の教育と小学校教育双方の教育の充実を図り、小一プログラムの解消等を目指して、小学校と幼稚園・保育所の接続期の連携を進めます)	⇒ ○接続期研修会<3回> ○幼保小連携推進地区事業の充実<24地区>	2回 21地区
〔多様な保育ニーズへの対応〕 ●病児保育	⇒ ○実施施設数<16か所>、 延べ利用者数<11,529人>	15か所 10,600人
●市立保育所の民間移管による保育サービスの拡充	⇒ (下記は平成25年度移管予定園4か所での実施) ○時間延長サービス<4か所> ○3歳児以上への主食提供<4か所> ○土曜日の給食提供<4か所>	- 2か所 -
●保育料収納対策の促進	⇒ ○現年度保育料収納率<98.1%>	98.0%
●障害児保育の推進	⇒ ○医療的ケアの必要な児童が入所している保育所の支援の拡充 【新規】	推進
〔保育の質の向上〕 ●保育所職員向け研修の充実 ●保育所における質の向上のためのアクションプログラムの推進	⇒ ○保育運営課主催講座数の拡充<43講座、79回> ⇒ ○公民園長による推進部会の開催<12回> ⇒ ○民間保育所と連携した、施設長・新採用保育士研修、事故予防研修の実施<10回> 【新規】	42講座 78回 4検討会 13回 -
(4) 子育て家庭に対する経済的支援		
●児童手当支給事業 <small>※平成24年4月から事業名称を「児童手当」とし、児童手当法に基づき支給。</small>	⇒ ○制度の周知及び適正支給の実施 ○月平均対象児童数<491,314人> ・支給月 6月、10月、2月	-

◆施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末(見込み)
(1) 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進		
●放課後児童育成施策	⇒ ○19時まで放課後の居場所のある小学校区の割合<74.7%> ○障害児シンポジウムの開催<1回> ○放課後児童交流事業の開催<2回>	73.0% 1回 2回
●プレイパーク支援事業	⇒ ○延べ開催回数<1,140回>	995回
●子ども・若者の育成、自立に関する啓発事業の推進	⇒ ○知っておきたい！子ども・若者どこでも講座(仮称)<40回>	37回
●青少年体験活動の推進	⇒ ○自然体験施設(野島青少年研修センター、野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園))延べ利用者数<87,000人> ○科学体験施設(はまぎんこども宇宙科学館)延べ利用者数<300,000人> ○道志青少年野外活動センターの見直し<検討>	82,809人 254,371人 <small>※前年度値は震災の影響があるため、H22実績に基づく</small>
●青少年の地域活動拠点づくり事業	⇒ ○青少年の延べ利用者数<45,000人>	40,000人
(2) 困難を抱える若者自立支援の充実		
〔困難を抱える若者に対する相談支援と社会参加プログラムの充実〕		
●青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザの相談・支援の拡充	⇒ ○延べ利用者数 合計<47,500人> ・青少年相談センター<14,500人> ・若者サポートステーション<12,000人> ・地域ユースプラザ<21,000人> ○青少年相談センターによる人材育成研修<36回> ○地域ユースプラザの設置数<4か所> ○若者サポートステーションにおける職業資格取得助成数<30人> 【新規】 ○若者サポートステーションにおける就労訓練プログラムの利用者数<70人>	45,482人 13,938人 11,273人 20,271人 18回 3か所 - 65人
●よこはま型若者自立塾の拡充	⇒ ○農業を中心とした長期・継続型訓練の実施<20人>	-
●困難を抱える青少年のための寄り添い型支援事業の拡充	⇒ ○6区で実施<6区>	4区

● 困難を抱える高校生に対する進路選択支援	⇒ ○ 高校への出張型相談等の実施<3校>	3校
● 横浜市子ども・若者支援協議会の運営	⇒ ○ 実態調査<実施> 【新規】	—
(3) 子育て家庭に対する経済的支援		
● 児童手当支給事業	⇒ ※1(4)再掲	

◆ 施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年やその家庭への支援

【主な事業・取組】	【指標】	前年度末 (見込み)
(1) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実		
〔児童虐待対策プロジェクト報告書に基づく8つの児童虐待対策の推進〕		
● 組織的対応の強化	○ 養育支援マニュアル・福祉保健システム等を活用した事例の把握<4,300件> ○ 区と児童相談所が、把握した事例を共有し、支援状況を確認する会議を実施(18区×年4回) <72回>	4,201件 79回
● 人材育成 (児童虐待に対応するスタッフの専門性向上)	⇒ ○ 区及び児童相談所の責任職・職員を対象とした研修の拡充(具体的事例から対応策を学ぶプログラムを実施) <200回>	184回
● 関係機関相互の連携強化	⇒ ○ 保育所から区・児童相談所への定期的情報提供に関する仕組みを検討(10月) 【新規】 ○ 事例に対する具体的な支援策を個別に検討する会議の実施 <600件> ○ 「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」等を活用した関係機関向け児童虐待対応研修の実施<150回>	— 400件 150回
● 体制の整備・強化	⇒ ○ 区の保健師を増員(8名) 【新規】 ○ 区の心理相談員を増員(9区) ○ 児童相談所の児童心理司を増員(4名) 【新規】 ○ 児童相談所の児童福祉司を増員(4名) ○ 小学校の児童支援専任教諭の配置を拡充(210校)	— 1区 — 8名増 140校
● 社会的養護の推進	⇒ ○ 児童養護施設新設整備<1か所> ・ 施設開所(6月) ○ 北部児童相談所一時保護所新設整備<1か所> ・ 建設工事着工(9月) ○ 横浜型児童家庭支援センター実施か所数<5か所> ○ 施設等退所後児童に対するアフターケア事業の開始(10月) 【新規】	9か所 3か所 3か所 —
● 広報啓発の強化	⇒ ○ 5県市共同での児童虐待防止推進月間キャンペーンの実施(11月) ○ 商店街・店舗への啓発<13,000店舗> ○ 公共交通機関での広報 バス車内<900台> ○ 区における身近な地域での広報の実施(18区) ○ ヨコハマeアンケートの実施(6月) 【新規】	11月 13,000店舗 900台 18区 —
● 母子保健施策の充実・支援策の充実	⇒ ※1(1)再掲	
● 地域子育て支援事業の推進	⇒ ※1(2)再掲	
(2) 障害児への支援		
● 地域療育センターの支援充実	⇒ ○ 初診待機期間の短縮 ○ 地域療育センター8館目の整備 <1か所> ・ 建設工事しゅん工(2月) (民設民営)	4.6か月 7か所
● 重症心身障害児者の介護負担の軽減	⇒ ○ 市立病院・地域中核病院での入院による受入れ(メディカルショートステイ)の実施 ・ 受入れ延べ人数<83人> 【新規】 ・ 事業開始(7月) 【新規】	—

●障害児施設の整備	⇒ ○重症心身障害児施設新設整備<1か所> ・基本設計 ○障害児入所施設横浜市なしの木学園の再整備(民営化) ・基本調査 【新規】 ○障害児入所施設白根学園児童寮の再整備 ・基本設計 【新規】	本市所管 2か所 — — —
(3) ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応		
●ひとり親家庭等の自立支援	⇒ ○就労支援者延べ人数<2,400人> ○新規就労者数<300人>	2,340人 295人
●DV被害者等が地域で生活するための支援の充実	⇒ ○「なくそう!DV」キャンペーンの実施(11月) ○横浜市DV相談支援センター専用電話への相談件数の増<年間1,500件> ○民間シェルター運営支援<5か所> ○母子生活支援施設退所後のフォロー支援<6か所> ○母子生活支援施設の再整備<1か所> ・建設工事しゅん工(2月)(民設民営)	11月 約1,440件 5か所 6か所 8か所
●特別乗車券(福祉パス)交付事業	⇒ ○より正確に実態を把握し制度のあり方を検討	—

◆施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進		
【主な事業・取組】	【指標】	前年度末(見込み)
(1) 安心・安全のまちづくり		
●子ども事故予防啓発推進事業	⇒ ○保育園での運動指導実施か所数<1区4園>	1区4園
●施設の保全推進 (保育所、児童養護施設、障害児施設等)	⇒ ○老朽化施設の保全の推進	—
●耐震対策 (耐震対策が行われていない児童福祉施設の耐震補強工事や再整備事業)	⇒ ○児童自立支援施設の講堂の耐震工事 ・耐震補強工事のしゅん工(3月) ○乳児院及び母子生活支援施設の再整備 ・建築工事の着工(2月)(民設民営)	— 2か所 乳児院3か所 母子生活8か所
●給食食材放射線測定	⇒ ○各保育施設給食の主な食材の測定の実施と結果の公表 【新規】	—
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切にすまちづくりの醸成		
●ワーク・ライフ・バランス推進事業	⇒ ○父親向け、三世代向け講座の支援<20団体>	20団体

◇運営分野1 チーム力		
【主な事業・取組】	【指標】	前年度末(見込み)
■改革推進委員会の取組	⇒ ○職員による自主・自立的な取組(個別チームの編成) ○職員大会への参加、スポーツ観戦、各種イベントの開催	4チーム 通信31号 職員大会全 種目参加
■局長の取組	⇒ ○局長の現場訪問 ○局長と職員のランチミーティング開催	随時 2回
◇運営分野2 協働・共創		
■様々な主体との協働・共創	⇒ ○広場や家庭的保育などの子育て支援並びに困難を抱える若者の自立支援など、子育て支援者やNPO等との連絡会や協議会の開催 ○各種施設、事業の関係者による講演会や研修の実施 ○局長と関係団体の意見交換会「こども茶話会」の実施 ○市内中小企業への発注を優先し、市内中小企業以外への発注の場合はその理由を明記	随時 随時 5回 —
◇運営分野3 脱温暖化		
■省電力の取組	⇒ ○パソコン、室内灯、エレベーターなど職員一人ひとりによる積極的な節電の取組 ○エコ保育所の認証	推進 13か所
◇運営分野4 WLB		
■ワーク・ライフ・バランスの推進	⇒ ○年次休暇12日以上取得 ○超過勤務時間の削減<平成20年度比50%減(本庁のみ)> ○男性の育児休業取得<取得率50%>	9.5日 8%増 41% (5/12人)